

第2期 那賀町子ども・子育て支援事業計画

子どもはまちの宝物

子どもと未来をつくるまち

令和2年3月

那 賀 町

目 次

第1章 計画の策定にあたって

1. 計画策定の背景と趣旨	1
2. 計画の法的根拠と位置づけ	2
3. 計画の期間	2
4. 計画の対象	2
5. 計画の策定体制	2

第2章 那賀町の子ども・子育て家庭を取り巻く状況

1. 人口・世帯等の状況	3
2. 結婚・就業の状況	7
3. 教育・保育施設の利用状況	8
4. 子ども・子育て支援に関する各種事業の状況	10
5. 第1期計画の評価	15
6. 子育て支援アンケート調査	21
7. 子育て支援に関するヒアリング調査	46
8. 現状と課題のまとめ	51

第3章 計画の基本的な考え方

1. 計画の基本理念	54
2. 計画の基本的な視点と目標	55
3. 計画における基本施策と体系図	56
4. 計画における役割	56

第4章 子ども・子育て支援事業計画

1. 教育・保育提供区域の設定	57
2. 幼児期の教育・保育の量の見込みと確保の内容・方策	58
3. 地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保の内容・方策	60

第5章 基本施策の方向性

1. 母子の健康と安心の確保	71
2. 子どもの生命と将来を守るための社会的な支援	73
3. 子育て家庭への経済的な支援	75
4. 子どもが安心できる環境の整備	77
5. 質の高い教育・保育の提供	79

第6章 計画の推進

1. 推進体制	81
2. 計画の広報・啓発.....	81
3. PDCA サイクルによる推進・管理体制.....	81

参考資料

1. 第2期那賀町子ども・子育て支援事業計画策定の経過	82
2. 令和元年度 那賀町子ども・子育て会議委員名簿	83
3. 那賀町子ども・子育て会議設置要綱	84

第 1 章 計画の策定にあたって

1. 計画策定の背景と趣旨

わが国の合計特殊出生率は近年急激に低下し、平成 17 年には 1.26 まで落ち込みました。その後ゆるやかに上昇し、平成 27 年には 1.45 まで持ち直したものの、引き続き低い水準で推移しています。急速な少子高齢化の進行によって、労働力の減少や社会保障費の負担増大に加え、地域社会の活力の低下や核家族化等の家庭状況の変化により、子どもを取り囲む環境が大きく変化しています。

そうした中、国では平成元年の「1.57 ショック」を契機に少子化を問題と認識し、平成 6 年に国や地方自治体だけでなく企業や地域社会を含む社会全体で子育てを支援していくことをねらいとした「エンゼルプラン」を策定、また、平成 15 年には地方自治体及び事業主が子育て支援にかかる行動計画を策定・実施していくことを定めた「次世代育成支援対策推進法（以下「次世代法」という。）」を制定して、より重点的に対策の推進に取り組むこととしました。

続いて平成 24 年 8 月に成立した子ども・子育て関連 3 法（「子ども・子育て支援法」、「就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律」、「子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」）に基づき、幼児教育・保育、地域の子ども・子育て支援を総合的に推進する新たな制度（以下「新制度」という。）が平成 27 年度から施行されました。

那賀町（以下、「本町」という。）においては、国の指針に基づき、平成 27 年 3 月に「那賀町子ども・子育て支援事業計画（以下、「第 1 期計画」という。）」を策定し、教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保に努めてきました。また平成 29 年度には中間見直しとして、各事業の見込み量と実績値に大きな乖離がある場合、実績値にあわせた見込み量の修正を行いました。

「第 1 期計画」は、令和元年度（平成 31 年度）で計画期間が終了することから、令和 2 年度以降、5 年間の本町の子育て世帯のニーズと、地域の実情、過去の実績に応じた見込み量を設定し、その提供体制を確保することを目的に「第 2 期那賀町子ども・子育て支援事業計画」（以下、「本計画」という。）を策定します。

2. 計画の法的根拠と位置づけ

本計画は、子ども・子育て支援法第 61 条の規定により、教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保や業務の円滑な実施に関する事項を定める市町村子ども・子育て支援事業計画であり、子ども・子育て支援法の基本理念及び子ども・子育て支援の意義を踏まえつつ、一人ひとりの子どもが、すこやかに成長できる地域共生社会を実現するため、子どもや子育て家庭を地域全体で受容し、支援することを目的としています。

平成 28 年 6 月には児童福祉法が改正され、子どもが保護の対象から権利の主体へと法の理念が大きく変わりました。また、平成 30 年 9 月に文部科学省より示されている「新・放課後子ども総合プラン」において、放課後児童クラブの待機児童の解消及び小 1 の壁を打破するための各方策について、子ども・子育て支援事業計画又は行動計画に盛り込むこととされています。さらに「子どもの貧困対策推進法」では、地方公共団体に対し、貧困に関する調査と必要な施策を講じることを定めていることから、「子どもの貧困対策」も加味して策定します。また、本計画の推進にあたっては、他計画との連携を十分に考慮し、新たな課題や環境の変化にも対応できるよう、柔軟に施策を展開します。

3. 計画の期間

本計画の期間は、令和 2 年度から令和 6 年度までの 5 か年とします。計画の最終年度である令和 6 年度には、計画の達成状況の確認と見直しを行います。

平成 30 年度 (2018)	平成 31 / 令和元年度 (2019)	令和 2 年度 (2020)	令和 3 年度 (2021)	令和 4 年度 (2022)	令和 5 年度 (2023)	令和 6 年度 (2024)	令和 7 年度 (2025)	令和 8 年度 (2026)	令和 9 年度 (2027)
第 1 期計画		第 2 期 那賀町子ども・子育て支援事業計画（本計画）							
					評価・次期計画策定	次期計画			

4. 計画の対象

本計画の支援の対象は、生まれる前から乳幼児期を経て、青少年期に至るまでの概ね 18 歳までの子どもとその家庭とします。また、子育て支援を行政と連携・協力して行う、事業所・企業、地域住民・団体等、地域社会を構成するすべての人も対象とします。

5. 計画の策定体制

本計画の策定にあたっては、子ども・子育て支援法の規定により市町村等の合議制機関として設置が努力義務化されている「地方版子ども・子育て会議」として、子育て中の保護者や教育・保育施設等の関係者、学識経験者等で構成する「那賀町子ども・子育て会議」を設置し、計画内容等について、当事者・関係者の意見を反映できるよう努めました。

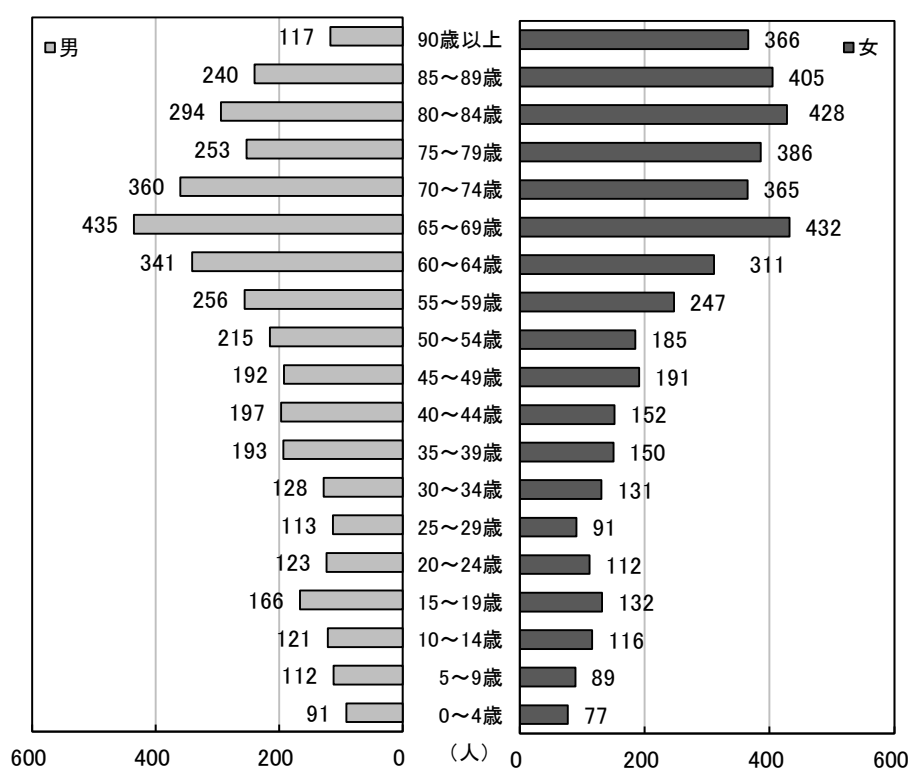
第2章 那賀町の子ども・子育て家庭を取り巻く状況

1. 人口・世帯等の状況

1. 人口ピラミッド（性別・5歳区分別人口）

性別・5歳区分別人口についてみると、男性、女性ともに65～69歳が最も多く、10歳未満の子ども数が少なくなっています。また、20歳代から30歳代前半の人口が少なく、今後も少子高齢化が進行することが予測されます。

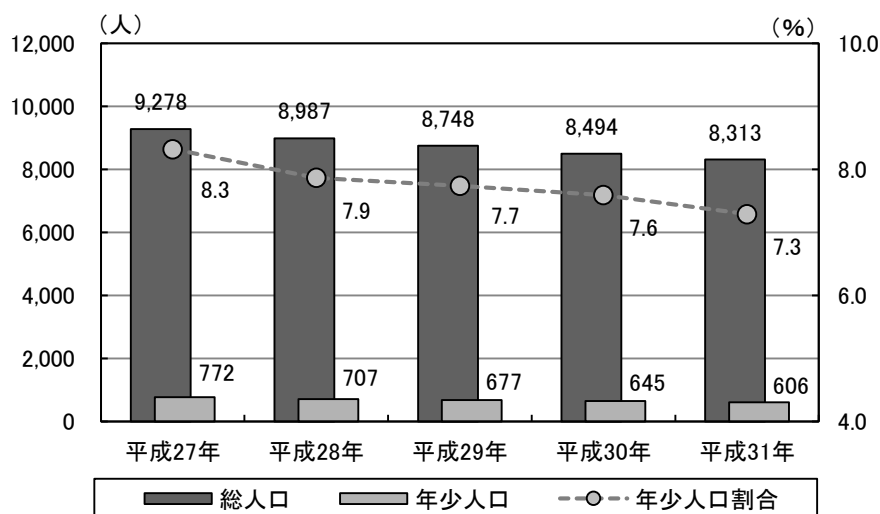
【平成31年3月31日現在】



資料:住民基本台帳

2. 総人口及び年少人口（0～14 歳）の推移

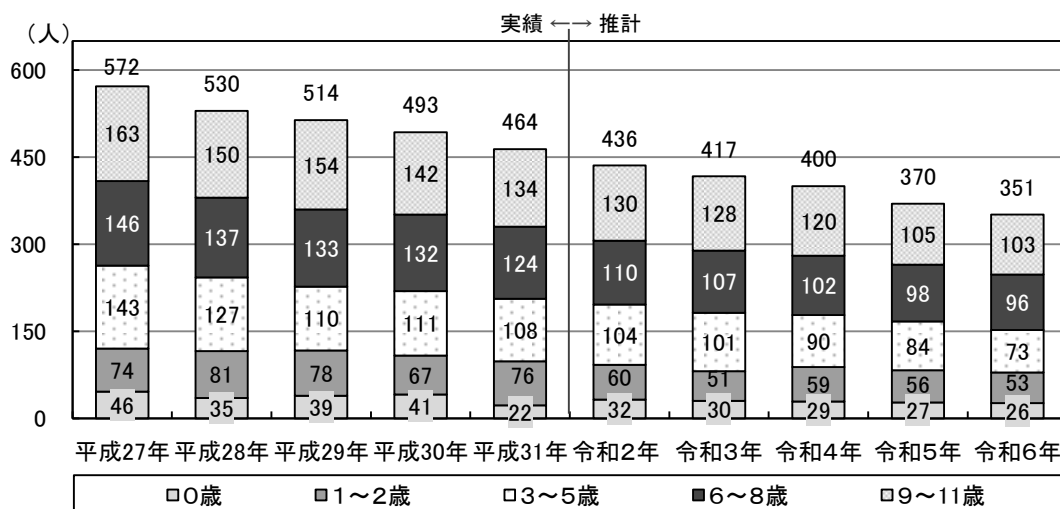
総人口及び年少人口（0～14 歳）についてみると、ともに年々減少しており、総人口に占める年少人口の割合も減少しています。



資料:住民基本台帳

3. 子どもの人口（0～11 歳）の推移と将来人口の推計

小学校までの子どもの人口（0～11 歳）についてみると、平成 31 年では 464 人となっていますが、本計画の最終年度である令和 6 年には小学校までの子どもの人口（0～11 歳）は 351 人と推定され、減少傾向となっています。



資料:住民基本台帳

4. 0～17 歳人口の推計

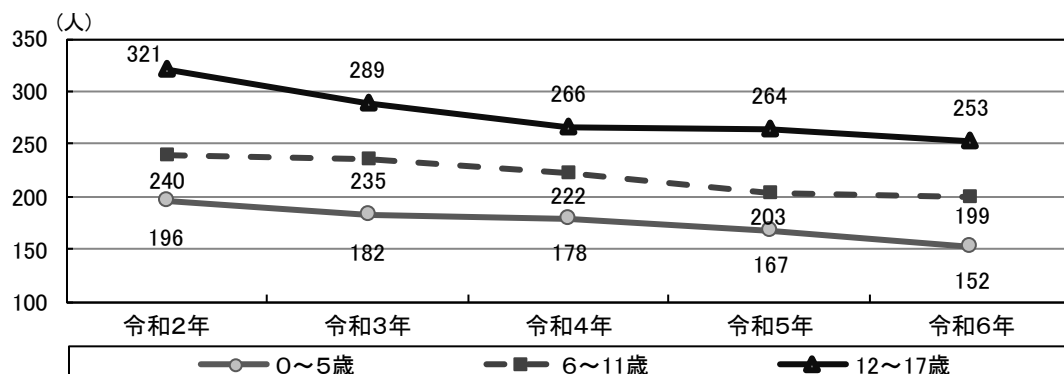
本町の0～17 歳人口の推計についてみると、年齢別にみると増加している年齢もありますが、すべての年代で減少し続けています。

■0～17 歳人口の推計

(単位:人)

	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年
0 歳	32	30	29	27	26
1 歳	22	31	30	28	27
2 歳	38	20	29	28	26
3 歳	34	38	20	28	27
4 歳	30	33	36	19	27
5 歳	40	30	34	37	19
6 歳	37	39	29	32	36
7 歳	33	36	38	29	32
8 歳	40	32	35	37	28
9 歳	50	40	32	35	37
10 歳	39	49	39	31	35
11 歳	41	39	49	39	31
12 歳	51	39	37	47	37
13 歳	46	51	38	37	46
14 歳	47	45	50	38	36
15 歳	48	46	44	49	37
16 歳	58	50	47	46	51
17 歳	71	58	50	47	46
0～5 歳（就学前）	196	182	178	167	152
6～11 歳（小学生）	240	235	222	203	199
12～17 歳（中・高校生）	321	289	266	264	253
小計	757	706	666	634	604

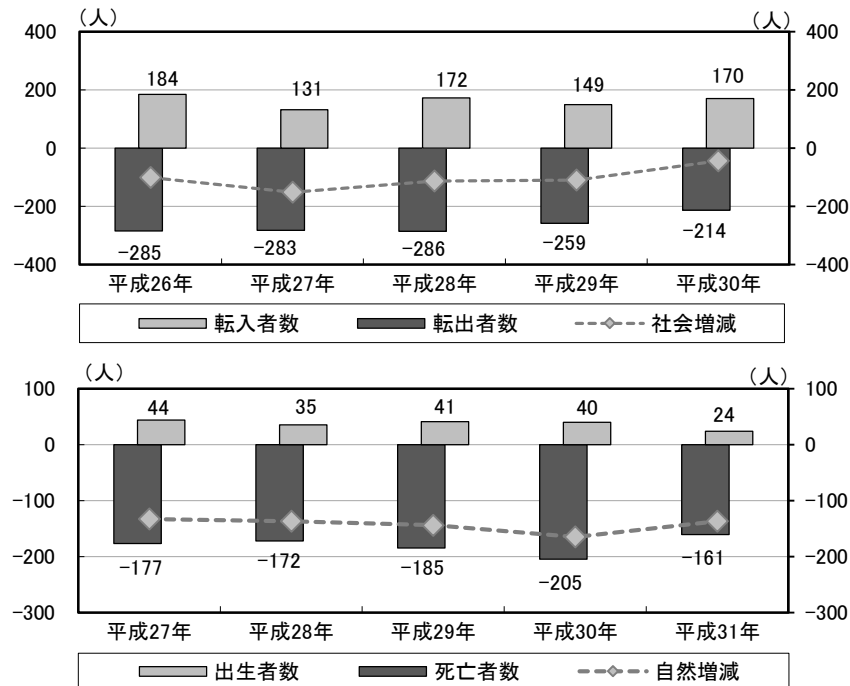
資料: コーホート変化率法による人口推計



5. 人口動態の推移

本町の社会動態について見ると、転出者数は平成 28 年以降減少傾向にあります。転入者数を上回る社会減の状態が続いています。

本町の自然動態について見ると、出生者数、死亡者数ともに増減を繰り返しながら推移していますが、死亡者数が出生者数を上回る自然減の状態が続いています。



資料: 人口動態調査

6. 世帯の動向

本町の世帯の家族類型は、「単独世帯数」(29.2%) が最も高く、平成 22 年よりも上昇しています。徳島県や全国の割合と比較すると、本町では「夫婦と子ども(核家族世帯)」(17.3%) の割合が低く、「夫婦のみ(核家族世帯)」(28.5%) や「核家族以外の世帯」(15.8%) の割合が高くなっています。

■世帯の家族類型

(単位: 世帯)

区分		一般 世帯数	単独 世帯数	親族のみの世帯					非親族を 含む世帯
				核家族世帯				核家族以外 の世帯	
				夫婦のみ	夫婦と 子ども	男親と 子ども	女親と 子ども		
那賀町	平成 22 年度	3,697	969	1,072	626	31	257	727	15
		100.0%	26.2%	29.0%	16.9%	0.8%	7.0%	19.7%	0.4%
	平成 27 年度	3,472	1,014	991	600	45	250	547	9
		100.0%	29.2%	28.5%	17.3%	1.3%	7.2%	15.8%	0.3%
徳島県		100.0%	32.2%	20.9%	24.8%	1.4%	7.8%	11.9%	0.6%
全国		100.0%	34.5%	20.1%	26.8%	1.3%	7.6%	8.6%	0.9%

※一般世帯数には「世帯の家族類型不詳を含むため、家族類型内訳を合算した値とは一致しない場合があります。

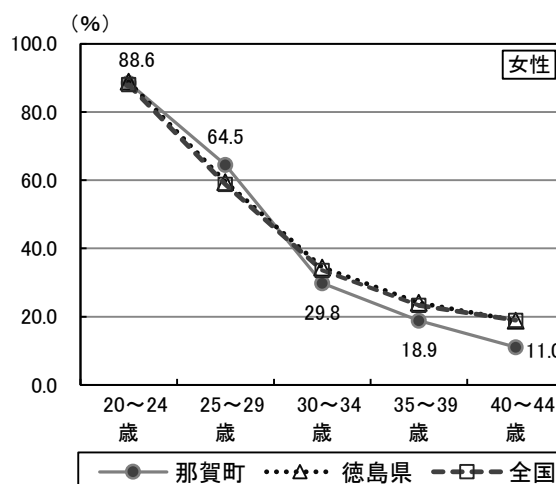
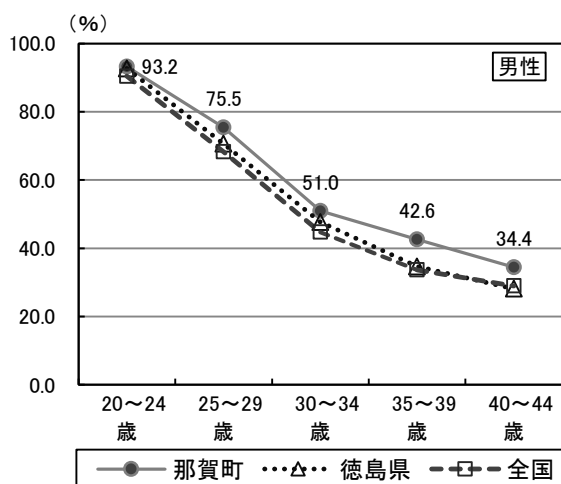
資料: 国勢調査

2. 結婚・就業の状況

1. 未婚率の推移

本町の男性の未婚率について年齢別でみると、いずれの年代においても徳島県や全国より高くなっています。

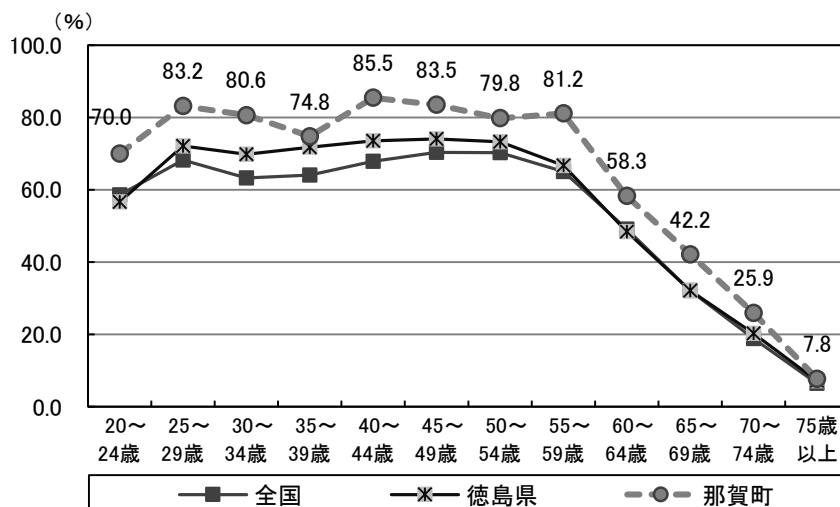
本町の女性の未婚率について年齢別でみると、「25～29 歳」(64.5%) が徳島県や全国より高く、「30～34 歳」(29.8%)、「35～39 歳」(18.9%)、「40～44 歳」(11.0%) が低くなっています。



資料: 国勢調査(平成 27 年)

2. 女性の就業率の推移

本町の女性の就業率について年齢別でみると、いずれの年代においても徳島県や全国より高くなっていますが、徳島県と全国が上昇傾向にある「35～39 歳」は本町においては低下傾向となっています。



資料: 国勢調査(平成 27 年)

3. 教育・保育施設の利用状況

1. 認定こども園の状況

令和元年度現在、本町において就学前の子どもにおける教育・保育を実施している施設は次のとおりとなります。

※認定こども園とは、幼稚園と保育所の機能をあわせ持ち、0～5 歳児までの異年齢の子ども達が一緒に育ち、教育・保育を一体的に提供する施設です。

■概要(平成31年3月31日現在)

(単位:人)

施設名称	所在地	定員	入所 児童数	入所待機 児童数	常勤保育 教諭数	開所時間
幼保連携型認定こども園 わじきこども園	和食郷字八幡原 1 番地 1	120	90	0	16	平日 7:15～18:15
幼保連携型認定こども園 あいおいこども園	延野字王子原 89 番地 1	97	67	0	11	土曜 7:30～13:00
保育所型認定こども園 ひらだにこども園	大殿字中北 14 番地	25	5	0	3	平日 7:30～18:15
保育所型認定こども園 きとうこども園	木頭和無田字ヨシノ 37 番地 1	25	9	0	3	土曜 7:30～13:00

■認定こども園利用児童数の推移(毎年度末時点)

区分	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度 (見込み)
認定こども園数(か所)	4	4	4	4	4
定員数(人)	267	267	267	267	267
入所 児童数	合計(人)	206	198	177	164
	0 歳児(人)	20	16	18	20
	1 歳児(人)	27	28	20	20
	2 歳児(人)	23	32	31	23
	3 歳児(人)	42	29	36	37
	4 歳児(人)	50	42	31	38
	5 歳児(人)	44	51	41	33
入所率(%)	77%	74%	66%	64%	63%
入所待機児童数(人)	0	0	0	0	0
常勤保育教諭数(人)※	39	41	38	36	33

※年度当初人数

■障がい児保育利用児童数の推移(のべ実数)

区分	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度 (見込み)
障がい児保育	実施か所数(か所)	2	2	2	2
	実施利用者数(人)	2	2	2	2

資料:すこやか子育て課

2. 小学校・中学校の状況

本町の小学校・中学校の状況は、次のとおりとなります。

■概要(平成31年3月31日現在)

(単位:人)

区分		名称	所在地	児童・生徒数	教職員数
町立	小学校	鷲敷小学校	和食字町 117 番地 1	143	17
		相生小学校	延野字大原 80 番地	87	14
		平谷小学校	平谷字北浦 9 番地	14	9
		木頭小学校	木頭和無田字ナカスジ 1 番地	25	8
	中学校	鷲敷中学校	和食郷字南川 119 番地	64	15
		相生中学校	延野字大原 100 番地	71	16
		木頭中学校	木頭和無田字ナカスジ 1 番地	11	12

■小・中学校の児童・生徒数の推移(毎年度末時点)

(単位:人)

区分			平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度 (見込み)
小学校	児童数	1 年生	44	41	50	40	33
		2 年生	52	42	39	50	37
		3 年生	48	52	41	39	48
		4 年生	53	47	54	40	39
		5 年生	51	52	47	53	40
		6 年生	59	51	51	47	53
		合計	307	285	282	269	250
	教職員数		62	53	52	48	51
中学校	生徒数	1 年生	60	55	47	46	46
		2 年生	60	59	54	47	46
		3 年生	71	59	58	53	48
		合計	191	173	159	146	140
	教職員数		53	53	54	43	38

資料:那賀町教育委員会

4. 子ども・子育て支援に関する各種事業の状況

1. 母子保健事業

■母子保健事業の概要

事業名	事業内容
① 母子健康手帳	母子健康手帳は、母子保健法に定められた市町村が交付する手帳のことです。出産までの妊婦の健康状況やアドバイス・そして出産時の大切な事項（出生日や時間・出生した施設・病院の名称等）・出産後の予防接種や成長状況等を記入します。
② 妊婦健康診査	妊婦健康診査は、妊娠期間中に医療機関において14回（1回はHBs抗原検査を含む）受けることができる健康診査です。
③ 乳児一般健康診査（個別）	乳児一般健康診査（個別）は、医療機関において1歳までに2回受けることができる健康診査です。
④ 乳児集団健康診査	乳児が集団で受ける健康診査です。同時に栄養相談も実施しています。
⑤ 1歳6ヶ月児健康診査	1歳6ヶ月児健康診査は、運動機能、聴覚及び精神発達等の状況を把握し、異常の早期発見・治療に結びつけるほか、栄養及び育児に関する指導を行い、幼児の健康の保持・増進を図ることを目的に実施しています。
⑥ 3歳児健康診査	3歳児健康診査は、運動機能、視聴覚、精神発達等の遅れ、その他疾病や異常を早期に発見し、各種相談や治療に結びつけるほか、栄養及び育児に関する指導を行い、幼児の健康の保持・増進を図ることを目的に実施しています。
⑦ 4・5歳児健康診査	4・5歳児健康診査は、平成20年度から、軽度発達障がい等の早期発見、小児肥満等の小児生活習慣病の予防を目的に実施しています。

■母子保健事業の利用状況の推移

事業名		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度 (見込み)
① 母子健康手帳	交付数(件)	46	44	31	25	30
	交付数(件)	669	669	434	372	420
② 妊婦健康診査	延べ受診者数(人)	502	464	403	307	350
	受診率(%)	75.04	69.36	92.86	82.53	83.33
③ 乳児個別健康診査	交付数(件)	68	71	82	50	60
	延べ受診者数(人)	38	42	38	24	35
	受診率(%)	55.88	59.15	46.34	48.00	58.33
④ 乳児集団健康診査	対象者数(人)	74	117	63	52	55
	延べ受診者数(人)	60	94	68	64	60
	受診率(%)	81.08	80.34	107.94	123.08	109.09
⑤ 1歳6ヶ月児健康診査	対象者数(人)	43	35	38	34	21
	延べ受診者数(人)	43	35	37	32	20
	受診率(%)	100	100	97.37	94.12	95.24
⑥ 3歳児健康診査	対象者数(人)	45	38	37	35	39
	延べ受診者数(人)	45	37	37	32	36
	受診率(%)	100	97.37	100	91.43	92.31
⑦ 4・5歳児健康診査	対象者数(人)	52	43	31	37	38
	延べ受診者数(人)	52	42	31	37	38
	受診率(%)	100	97.67	100	100	100

資料：那賀町保健センター

■その他の保健事業

事業名	事業内容
① 不妊治療費助成事業	不妊治療をしている夫婦に、治療費（上限あり）を助成する事業です。
② 無料フッ素塗布事業	4歳未満の子どもにむし歯予防のためにフッ素塗布を助成する事業です。 （集団）集団歯科検診時、希望者にフッ素塗布を実施 （個別）2～4歳の子どもを対象に町内歯科医院で使える数回のフッ素塗布券を配布
③ インフルエンザ予防接種事業	18歳以下の子どもにインフルエンザ予防接種料を助成し、感染拡大を防ぐ事業です。 ・1～13歳未満の子どもに2回分予防接種料助成（1,000円／回） ・13～19歳未満の子どもに1回分予防接種料助成（2,000円／回）

2. こどもはぐくみ医療

こどもはぐくみ医療は保険適用分に関しては、本町では自己負担なく医療を受けられ、平成28年度より対象期間を0～18歳に達した年度末までに拡大しています。

■こどもはぐくみ医療受給者証発行の概要

（単位：人）

区分	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度 （見込み）
乳幼児（0～2歳）	116	111	108	109	81
幼児小学生（3～12歳）	468	448	433	435	416
中学生（13～15歳）	177	138	162	157	149
高校生（16～18歳）	—	119	168	195	186
合計	761	816	871	896	832

資料：すこやか子育て課

3. 結婚祝い金、出産祝い金及び加算金

平成17年3月1日より「結婚祝い金及び出産祝い金条例」を制定し、結婚・出産ともにお祝い金（2万円）を支給しています。また出産祝い加算金は第1子目を基準とし、5年ごとに3回、その世帯の子どもの数に応じた額を第1子が15歳になるまで支給しています（積算支給額20万～120万円。令和元年度現在）。

■祝い金交付件数

（単位：件）

区分	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度 （見込み）
結婚祝い金	11	17	12	14	14
出産祝い金	35	36	37	26	23
出産祝い加算金（5年）	19	16	13	13	20
出産祝い加算金（10年）	39	29	32	23	16

資料：すこやか子育て課

4. 認定こども園関係事業の状況

(1) 保育料の多子世帯等への減免

平成 27 年度より多子世帯への保育料軽減として、所得制限なしで 2 子目を半額、3 子目を無料としました。また平成 30 年 10 月 1 日から、県施策を受け 3～5 歳児の第 2 子目以降は無料とし、さらに令和元年 10 月 1 日から国施策により、すべての 3～5 歳児及び非課税世帯の 0～2 歳児の保育料を無料としました。

■認定こども園利用者の多子区分

(単位:人)

区分	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度 (見込み)
2 子目	75	66	63	63	58
3 子目以降	53	54	51	44	44

資料:すこやか子育て課

(2) 全年齢児の給食費の無償化

平成 31 年 4 月 1 日より全年齢児の給食費（主食費・副食費）について無償化しました。ただし、広域利用の利用園児に関しては無償化の対象外となります（低所得世帯除く）。

(3) 保育認定理由・認定期間の見直し

本町の保育利用状況やこれまでの保護者からの相談内容により、認定理由や保育認定期間等を柔軟に見直しています（産後延長設定、育児休業による継続利用の期間延長）。

(4) 認定こども園の確認定員の見直し

認定こども園の近年における園児数の推移から、平成 31 年 4 月 1 日にわじきこども園、あいおいこども園における確認定員を変更しました。今後も入所率や園児数の動向を読み取り、適正な定員の見直しを行います。

(単位:人)

認定区分	1 号認定			2 号認定			3 号認定			計
歳児 (クラス)	3	4	5	3	4	5	0	1	2	
わじきこども園	5	5	5	21 (20)	21 (25)	21 (25)	12 (10)	13 (10)	17 (15)	120
あいおいこども園	5	5	5	15	15	15	10 (12)	12 (10)	15	97

()は改正前の定員

資料:すこやか子育て課

(5) 延長保育事業の実施

平成 28 年度にすべての認定こども園にて閉園時間後の保育利用の件数とその理由を調査しました。この調査結果から、少ないながらも一定のニーズ量が見込まれたため、平成 29 年度より延長保育事業を開始しました。事業効果として、保護者の利便性が向上したことは元より、利用には申請が必要であるため、ニーズの把握と勤務時間外の職員体制を整えやすくなったということがありました。

(6)1号認定児にかかる預かり保育事業の実施

平成 27 年度より幼保連携型認定こども園であるわじきこども園・あいおいこども園において、1号認定児を対象に通園バスを運行していましたが、1号認定児の減少、保育認定児や他園との公平性、園バス運営経費の増大、送迎における保育現場への負担等が課題となっていました。

平成 29 年度に通園バスを利用する保護者に対しニーズ調査を行った結果、通園バスを利用するよりも利用時間の延長を望む声が多かったため、通園バスを廃止し、平成 30 年度より1号認定児の利用時間（標準時間）を延長しました。また一定の要件を満たし、バス利用が必要と認められる園児（4～5歳児）については、教育委員会と調整の上、スクールバスの利用が可能となりました。

1年間の試験的運用を経て、2号認定児との公平性も鑑みこの運用を見直した結果、平成 31 年度より1号認定児において、教育時間（標準時間）後に保育の必要性の有無に関係なく、有料で延長保育を実施する「預かり保育事業」として実施しています。

(7)保育の質向上のための職員研修の実施

質の高い幼児教育・保育をめざし、保育の質向上のための内部職員研修を全園の職員を対象に年数回実施しています。また、外部団体が実施する外部研修についても、職員が積極的に参加できるよう努めています。

(8)障がい児保育・発達支援の推進

子ども一人ひとりの発達に沿った支援や保育をめざし、保健センターや認定こども園、教育委員会が連携して、園児対象の各種教室を実施しています。また、保育者のスキルアップをめざし、発達支援専門員による職員のための巡回指導を受けています。

■各種教室の利用園児数

(単位:人)

区分	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度 (見込み)
就学前教室	23	29	41	33	38
療育指導教室	5	8	5	4	7
言語指導教室	—	5	4	4	1

資料:すこやか子育て課・那賀町保健センター

5. 子育てについての広報活動

平成 27 年度に『那賀町子育てガイドブック』を作成し、子育て家庭へ配布しました。また『那賀町子育てネット（ホームページ）』を開設し、子育て情報を発信しています。

(那賀町子育てネット QR コード)



6. 放課後子ども教室

放課後子ども教室は、地域の方々の協力を得て放課後に体育館や公民館で学習・スポーツ・文化芸術活動等を体験する取り組みを行っています。しかしながら、指導員不足等により実施が困難な校区もあるため、人員確保が急務の課題となっています。

■放課後子ども教室の実施状況（平成30年度）

子ども教室名	開設場所	開設時間			利用状況		
		平日	土曜日等	夏休み等	年間開設日数	登録児童数	延べ利用者数
鷺敷子どもクラブ	鷺敷小学校体育館 鷺敷中央公民館	15:00 ～ 18:00	未実施	8:00 ～ 18:00	205 日	108 人	9,695 人
相生子どもクラブ	相生体育館	15:00 ～ 18:00	未実施	8:00 ～ 18:00	201 日	44 人	2,940 人
平谷子どもクラブ	平谷小学校体育館	15:00 ～ 18:00	未実施	8:00 ～ 18:00	88 日	14 人	1,058 人

資料：那賀町教育委員会

■放課後子ども教室の概要

区分	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度 (見込み)
子ども教室数（か所）	4	4	2	3	3
定員数（人）	168	175	146	185	167
年間開催日数（日）	610	684	409	426	606
延べ利用者数（人）	12,645	13,175	12,596	13,693	11,357

資料：那賀町教育委員会

7. 児童虐待防止対策の充実

(1)那賀町子ども家庭支援ネットワーク(要保護児童対策地域協議会)

児童に関係する機関が連携し、地域住民とともに地域での支援体制を作ることにより、児童問題への早期発見、支援方針の共有化などの総合的な対策の促進に努めています。

また、定期的に代表者会議や実務者会議を開催するとともに、状況に応じてケース対応しています。

(2)那賀町児童虐待連絡協議会

行政機関、警察署、こども女性相談センターにおいて連携し、情報共有をしています。

5. 第1期計画の評価

1. 教育・保育の状況

(1)教育(1号認定)

[人／年]	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度 (見込み)
① 見込み	21	21	19	18	18
② 実績	22	13	19	20	13
① — ②	▲1	8	0	▲2	5

【評価】希望に応じた受け入れ体制を確保することができた。

(2)保育(2号認定)

[人／年]	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度 (見込み)
① 見込み	93	92	84	77	76
② 実績	116	109	90	88	94
① — ②	▲23	▲17	▲6	▲11	▲18

【評価】保育必要量に応じた受け入れ体制を整備することができた。

(3)保育(3号認定)

■0 歳児

[人／年]	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度 (見込み)
① 見込み	22	21	21	20	18
② 実績	20	16	18	20	4
① — ②	2	5	3	0	14

■1・2 歳児

[人／年]	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度 (見込み)
① 見込み	53	52	50	49	48
② 実績	50	60	51	43	53
① — ②	3	▲8	▲1	6	▲5

【評価】年度当初までに可能な限り利用数の把握に努め、受け入れ体制を確保することができたが、当初予定のなかった年度途中からの利用希望に対応するためには、保育現場に余裕のある職員配置・人員の確保が必要となっている。

2. 地域子ども・子育て支援事業の状況

(1) 延長保育事業

[人／年]	単位	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度 (見込み)
① 見込み	人	20	20	19	10	10
② 実績	人	0	0	13	18	22
	か所	0	0	4	4	4
①－②	人	20	20	6	▲8	▲12

■施設別実績

[人／年]	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度 (見込み)
わじきこども園	10	12	14
あいおいこども園	3	6	8
ひらだにこども園	0	0	0
きとうこども園	0	0	0
計	13	18	22

【評価】平成 29 年度より事業を開始し、ニーズに合った体制整備を行った。

(2) 放課後児童健全育成事業(放課後児童クラブ)

■放課後児童クラブ

	[人／週]	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度 (見込み)
低学年	① 見込み	30	7	28	0	0
	② 実績	0	0	0	0	0
	①－②	30	7	28	0	0
高学年	① 見込み	20	18	18	0	0
	② 実績	0	0	0	0	0
	①－②	20	18	18	0	0

【評価】教育委員会にて放課後子ども教室を実施しているため、実施しなかった。

(3)子育て短期支援事業(ショートステイ・トワイライトステイ)

■子育て短期支援事業(ショートステイ)

[人／年]	単位	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度 (見込み)
① 見込み	人	0	0	0	20	20
② 実績	人	0	0	10	0	0
	か所	2	2	2	3	3
① － ②	人	0	0	▲10	20	20

■子育て短期支援事業(トワイライトステイ)

[人／年]	単位	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度 (見込み)
① 見込み	人	20	20	20	10	10
② 実績	人	0	0	0	0	0
	か所	2	2	2	3	3
① － ②	人	20	20	20	10	10

【評価】平成 30 年度に事業委託先を 3 か所に増やすなど、受け入れ体制の充実を行った。

(4)地域子育て支援拠点事業

[回／年]	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度 (見込み)
① 見込み	724	705	686	5,000	5,000
② 実績	3,968	5,533	5,708	5,557	5,000
① － ②	▲3,244	▲4,828	▲5,022	▲557	0

【評価】鷺敷地区に「那賀町地域子育て支援センター」を設置し、職員配置等、適正な運営に努めた。

(5)一時預かり事業

■一時預かり事業＜幼稚園＞

【評価】町内には幼稚園がないため、本事業は実施していない。

■一時預かり事業＜未就園児＞

[人日／年]	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度 (見込み)
① 見込み	413	407	379	200	200
② 実績	209	121	215	103	120
① － ②	204	286	164	97	80

【評価】各園にて、定員と職員数の受け入れ可能な範囲内で実施している。

(6)病児・病後児保育事業

[人日／年]	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度 (見込み)
① 見込み	4	4	4	3	3
② 実績	0	0	0	0	0
① － ②	4	4	4	3	3

【評価】平成 29 年度実施の病児保育に関するニーズ調査結果によると、見込まれる希望ニーズ量は多くなかったが、病児・病後児保育事業開始に向け、医療機関併設型、保育施設併設型、訪問看護型等の各種事業体制での実施について、町内外の関係機関とも協議し、その可能性について模索した。しかし、町内外ともに医療現場等の慢性的な人員不足という現状に阻まれ、第 1 期計画期間中、病児保育体制を整えることはできなかった。

(7)子育て援助活動支援事業(ファミリー・サポート・センター事業)

[か所]	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度 (見込み)
① 見込み	0	0	0	1	1
② 実績	1	1	1	1	1
① — ②	▲1	▲1	▲1	0	0

【評価】平成 27 年度に民間委託により設置したが、平成 29 年度に町営化した。現在、認定こども園等と連携した事業や利用料の助成事業も開始し事業展開を行っている。

【町単独事業】

①一時預かり保育事業にかかるサポート事業（園サポ事業）

平成 30 年度より実施。認定こども園の受け入れに余裕がなく一時預かり保育が実施できない場合、ファミリー・サポート・センター提供会員が代わって預かりを行い、利用後、依頼会員には町が利用料を助成する事業となっている。

②病後児預かりにかかるサポート事業

平成 30 年度より実施。本事業は病後児の預かりにかかる補助員と場所を町が提供した上で、医療機関と連携のもと、病後児の預かりに必要な研修を受講した提供会員が病後児を預かり、利用後、依頼会員には町が利用料を助成する事業となっている。

(8)妊婦健康診査

[人回／年]	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度 (見込み)
① 見込み	784	742	742	500	500
② 実績	502	464	403	307	350
① — ②	282	278	339	193	150

【評価】妊娠者数の減少に応じ、健診数も減少しているが、受診率は平均 8 割となっている。

(9)乳児家庭全戸訪問事業

[件／年]	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度 (見込み)
① 見込み	36	34	34	32	30
② 実績	28	38	41	23	28
① — ②	8	▲4	▲7	9	2

【評価】全戸訪問をめざし、保健師が訪問を実施している。

(10)養育支援訪問事業

[件／年]	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度 (見込み)
① 見込み	11	11	11	5	5
② 実績	0	3	3	1	2
① － ②	11	8	8	4	3

【評価】 支援の必要な世帯に対し、適宜保健師が対応している。

(11)利用者支援事業

[か所／年]	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度 (見込み)
① 見込み	0	0	0	0	0
② 実績	0	0	0	0	0
① － ②	0	0	0	0	0

【評価】 本事業は実施しなかった。

(12)実費徴収に係る補足給付を行う事業

(13)多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業

【評価】 (12)(13)ともに第 1 期計画期間中、実施予定していなかった。

6. 子育て支援アンケート調査

1. アンケート調査の目的

第1期計画期間中、確保方策の立っていない事業について、保護者の実状や具体的なニーズ・意見を把握し、実施の有無も含めて、町の実態に合った事業形態を模索するため、平成28年度、平成29年度にアンケート調査を実施しました。

また、本計画の策定に向けた基礎資料とするため、平成30年度にも、子育て支援に関するアンケート調査を実施しました。

2. アンケート調査の実施概要

【共通事項】

- 調査対象：町内在住の小学生以下の子どもがいる保護者（世帯）
- 抽出方法：住民基本台帳による該当者抽出
- 調査方法：認定こども園・小学校を通じての配布・回収（一部郵送による配布・回収）

（1）平成28年度実施 那賀町子育て支援アンケート

- 調査期間：平成28年10月26日～平成28年11月8日
- 回収結果：

標本数（配布数）	有効回収数	有効回収率
323 件	238 件	73.7%

（2）平成29年度実施 那賀町子育て支援アンケート

- 調査期間：平成29年8月15日～平成29年9月15日
- 回収結果：

標本数（配布数）	有効回収数	有効回収率
299 件	265 件	88.6%

（3）平成30年度実施 那賀町子育て支援アンケート

- 調査期間：平成31年1月10日～平成31年1月31日
- 回収結果：

標本数（配布数）	有効回収数	有効回収率
298 件	236 件	79.2%

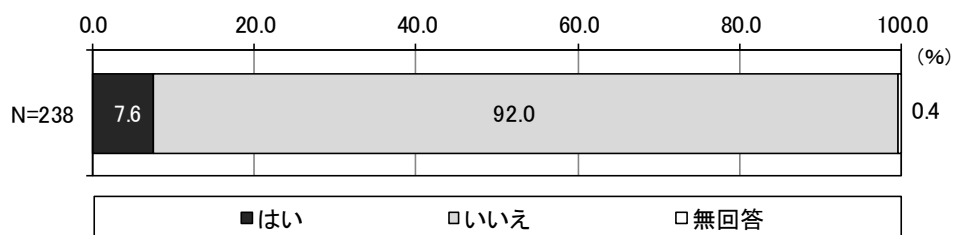
3. アンケート調査の結果概要

アンケート結果概要については、本計画や今後の那賀町子ども・子育て基本施策に関連する項目を抜粋し、掲載しています。

(1)平成 28 年度実施 那賀町子育て支援アンケート結果

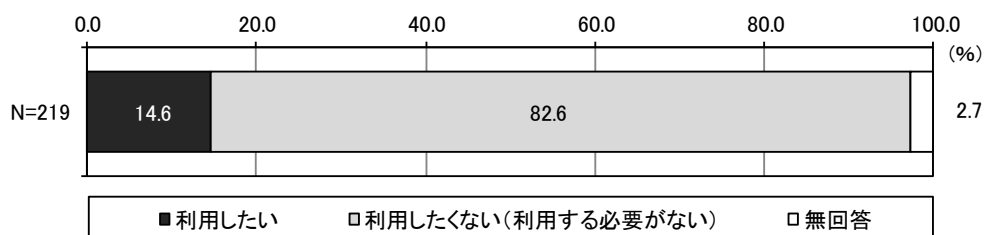
■「那賀町ファミリー・サポート・センター」への（依頼会員として）入会について（単数回答）

「那賀町ファミリー・サポート・センター」に（依頼会員として）入会しているかという問いについては、「いいえ」が92.0%、「はい」が7.6%と「いいえ」が上回っています。



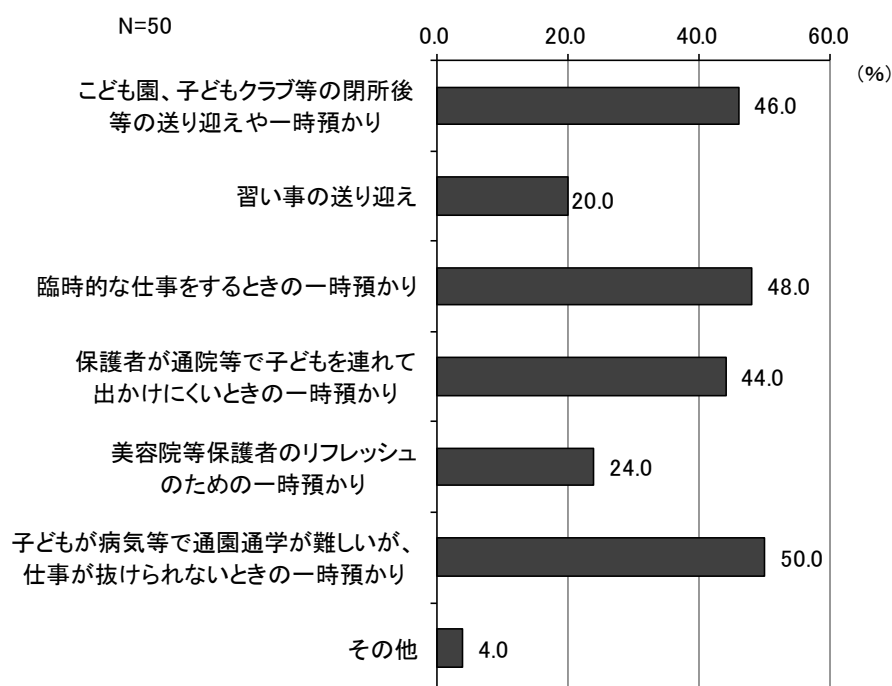
■「那賀町ファミリー・サポート・センター」への入会・サービス利用意向について（単数回答）

「那賀町ファミリー・サポート・センター」に（依頼会員として）入会していない方の入会・サービス利用意向については、「利用したくない（利用する必要がない）」が82.6%、「利用したい」が14.6%となっています。



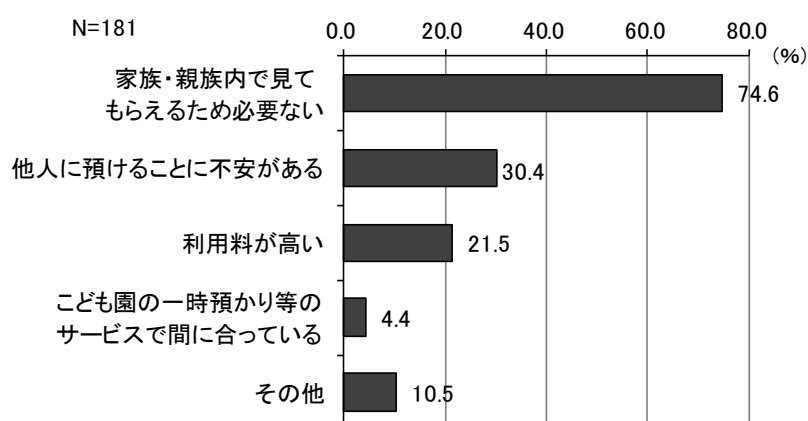
■「ファミリー・サポート・センター」を利用して、子どもを預けたいとき（複数回答）

「那賀町ファミリー・サポート・センター」を利用して、子どもを預けたいと思うときの回答は、「子どもが病気等で通園通学が難しいが、仕事が抜けられないときの一時預かり」が50.0%と最も高く、次いで「臨時的な仕事をするときの一時預かり」が48.0%となっています。



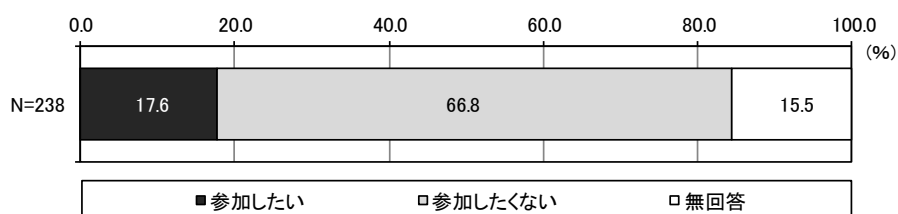
■「那賀町ファミリー・サポート・センター」を利用したくない（利用する必要がない）理由（複数回答）

「那賀町ファミリー・サポート・センター」を利用したくない（利用する必要がない）と回答した方のその理由については、「家族・親族内で見てもらえるため必要ない」が74.6%と最も高く、次いで「他人に預けることに不安がある」が30.4%となっています。



■那賀町の子育て支援などについて話し合う「意見交換会」などへの参加意向について(単数回答)

那賀町の子育て支援などについて話し合う「意見交換会」などへの参加意向については、「参加したくない」が66.8%、「参加したい」が17.6%となっています。



■那賀町の子育て支援などについて話し合う「意見交換会」などへ「参加したい」理由(自由回答)

○回答 (一部抜粋)

- ・子育てについて話し合う機会が多い方が良いと思うから
- ・地元の良いところなど参考にしてほしいことがあるため
- ・制度としては良い案だと思います
- ・家庭内だけの子育ては孤独感を感じる
- ・他の方の子育て観など聞けそうで参考にしたいから
- ・子育て支援がどんどん広がってほしいから
- ・自分たちの意見を反映してくれる良い機会だから

■那賀町の子育て支援などについて話し合う「意見交換会」などへ「参加したくない」理由(自由回答)

○回答 (一部抜粋)

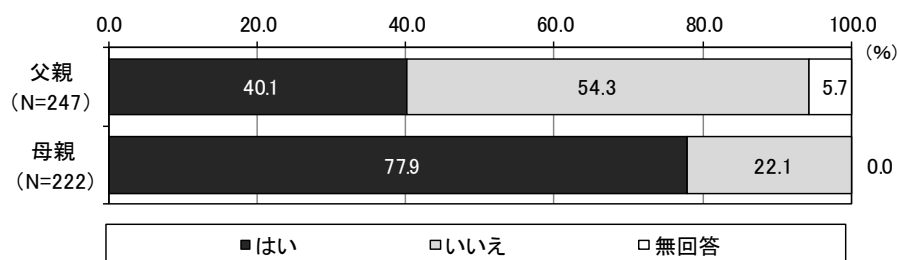
- ・面倒くさい
- ・本音でなかなかしゃべれなかったり、もめてもいやなので
- ・参加したい気持ちも少しはありますが、あまり大きい会になると発言しにくい
- ・時間が無い。現状に満足している
- ・仕事で時間が作りにくい
- ・家庭で未就園児がいるため難しい
- ・自由な時間が無い

(2)平成 29 年度実施 那賀町子育て支援アンケート結果

■お子さんが病気になった際の仕事を休みやすい職場環境について(単数回答)

お子さんが病気になった際、仕事を休みやすい職場環境かどうかという問いについては、父親では「いいえ」が54.3%、「はい」が40.1%と「いいえ」が上回っています。

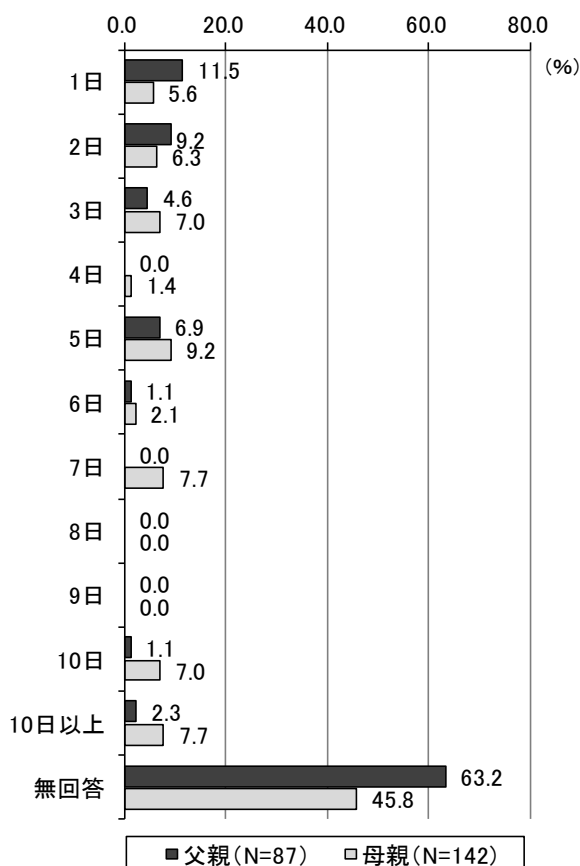
母親では「はい」が77.9%、「いいえ」が22.1%と「はい」が上回っています。



■お子さんが病気になった際、看護休暇が取得できた場合の(昨年の)看護休暇取得日数について(数量回答)

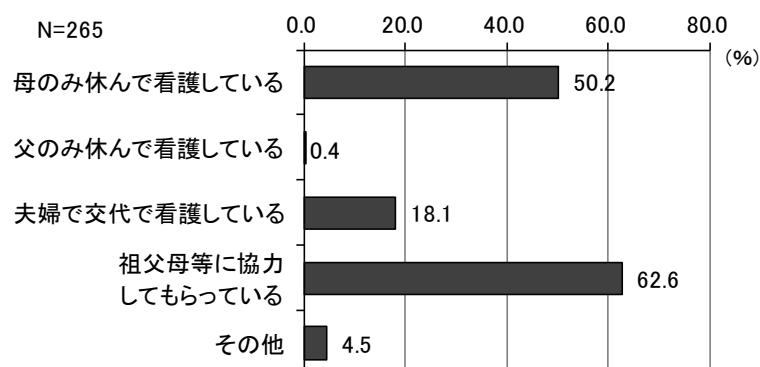
お子さんが病気になった際の(昨年の)看護休暇取得日数については、父親では「1日」が11.5%と最も高くなっています。(「無回答」を除く)

母親では「5日」が9.2%と最も高くなっています。(「無回答」を除く)



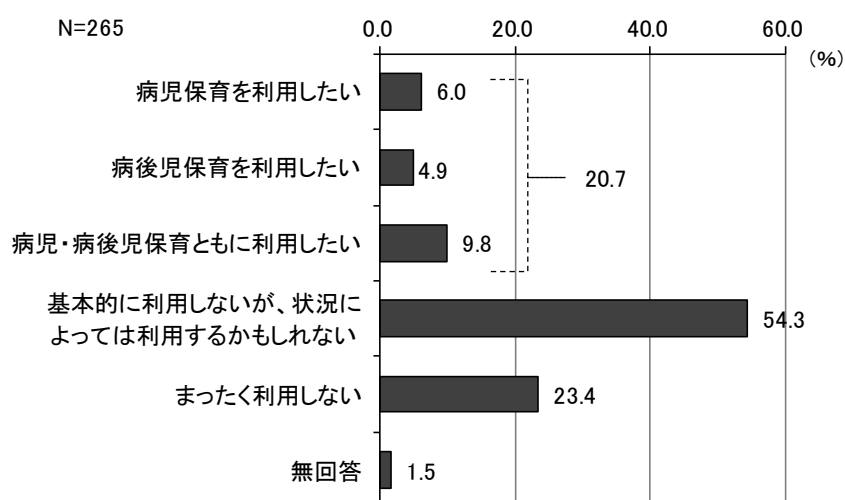
■お子さんが病気になった際の対応について(複数回答)

お子さんが病気になった際の対応については、「祖父母等に協力してもらっている」が62.6%と最も高く、次いで「母のみ休んで看護している」が50.2%となっています。これに対し、「父のみ休んで看護している」は0.4%と非常に少ない数値となっています。



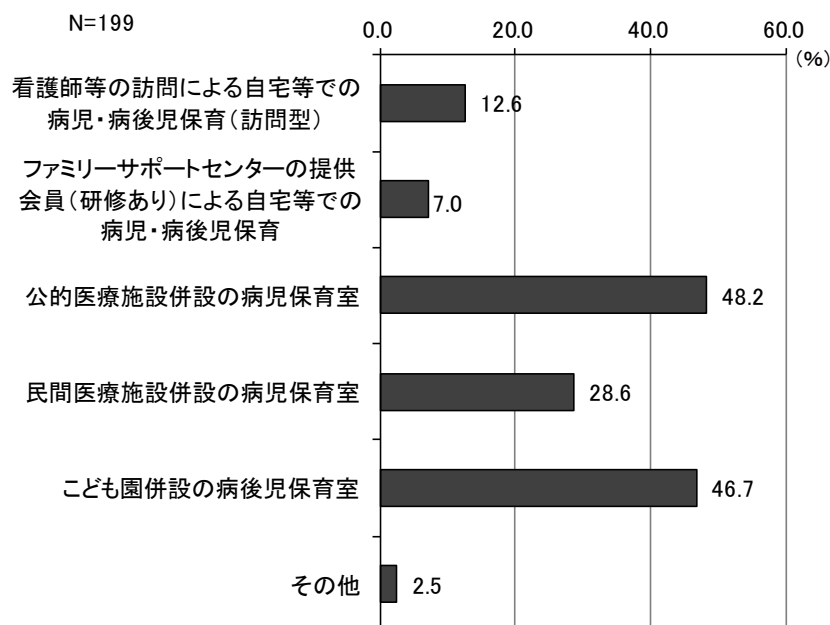
■お子さんが病気になった際の病児保育や病後児保育のサービス利用意向について(単数回答)

お子さんが病気になった際の病児保育や病後児保育のサービス利用意向については、「基本的に利用しないが、状況によっては利用するかもしれない」が54.3%と最も高く、次いで「まったく利用しない」が23.4%となっています。また「病児・病後児保育を利用したい」という利用意向はすべての数値を合算すると20.7%となっています。



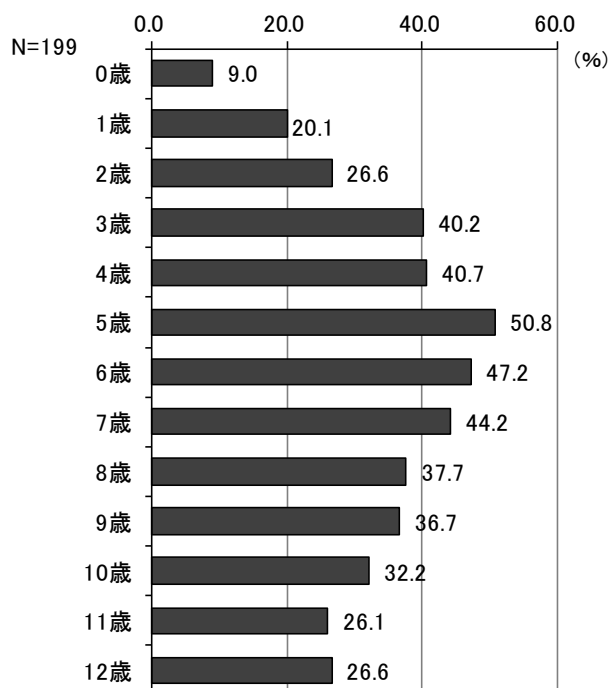
■お子さんが病気になった際の利用したい病児・病後児保育のサービス形態について(複数回答)

お子さんが病気になった際、病児保育や病後児保育のサービス利用意向がある方の利用したいサービス形態については、「公的医療施設併設の病児保育室」が48.2%と最も高く、次いで「こども園併設の病後児保育室」が46.7%となっています。



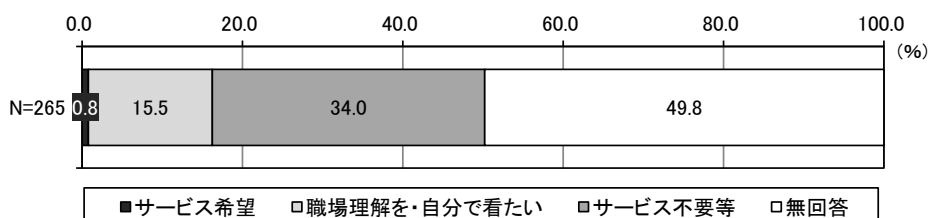
■病児・病後児保育を利用したい年齢について(複数回答)

病児・病後児保育を利用したい年齢については、「5歳」が50.8%と最も高く、次いで「6歳」が47.2%となっています。



■病児・病後児保育利用、就労支援等にかかる実際の声について(自由回答)

病児・病後児保育利用、就労支援等にかかる実際の声の割合については、「サービス不要・実施は難しい」等の内容に該当する回答が34.0%と最も高く、次いで「職場に理解があり、気兼ねなく仕事が休めるのなら、他人に預けず自宅で見てあげたい」等の内容に該当する回答が15.5%となっています。(「無回答」を除く)



■病児・病後児保育利用、就労支援等にかかる実際の声(自由回答)

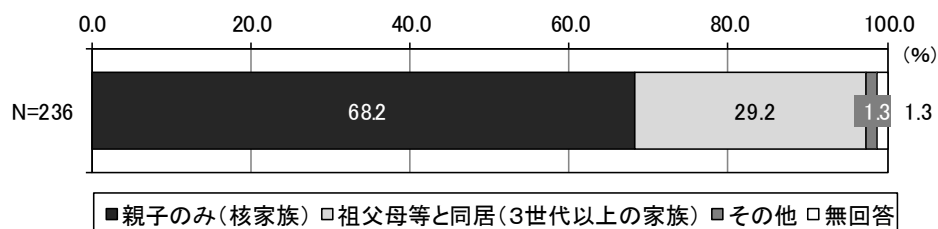
○回答 (一部抜粋)

- ・ 人員が足りない等の負担が大きいのなら病児保育をする必要はないと思う。
- ・ 結局、病院へ行くために仕事を休むのでこのサービスにあまりメリットを感じない。(就労する立場からは)
- ・ 親の都合で預けられる可能性もあり、税金負担大になりかねない。
- ・ 対応時間の検討。サービスがあっても対応時間短いとダメ。意味なし。
- ・ 我が子を見ることはできても他人の子となると専門性(医療)を頼ろうとしてしまう。
- ・ 病児保育のサービスはとてもありがたいと思うが、病児は身体とともに心も弱っていることが多いと思うので、そんなときに預けるとしたらよほど普段からなじみのある場所でないと子どもがかわいそうな気がする。いろいろな職場で子育て中の人々が気兼ねなく休めるような体制づくりや考え方を広めていくこともあわせてしていくべきだと思う。
- ・ 病院がなければ無理だと思います。小児科もないような地域では無理だと思います。
- ・ 病気の子どもの立場になって考えてあげてほしいです。親支援だけがすべてではないと思います。
- ・ 病児を預けられるサービスがあるのは良いことだと思うが、やはり病児は人に預けず自分で見てあげたい。
- ・ 子どもは病気の時くらい、家族に看てもらいたいと思っていると思う。病児病後児よりも休みやすい職場環境だと思う。
- ・ このようなサービスがあっても良いと思うが、基本的には利用しない。

(3)平成 30 年度実施 那賀町子育て支援アンケート結果

■住居(世帯)状況(単数回答)

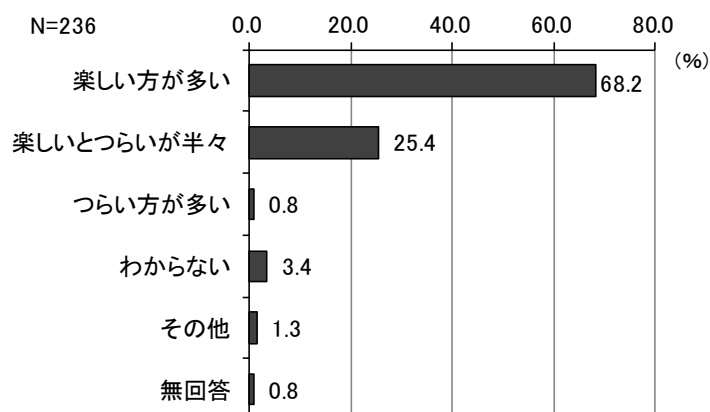
住居(世帯)状況については、「親子のみ(核家族)」が68.2%、「祖父母等と同居(3世代以上の家族)」が29.2%となっています。



■子育ての感覚(単数回答)

子育てについては、「楽しい方が多い」が68.2%と最も高く、次いで「楽しいとつらいが半々」が25.4%となっています。

お子さんの年齢別にみると、いずれも「楽しい方が多い」に多く回答が集まっています。

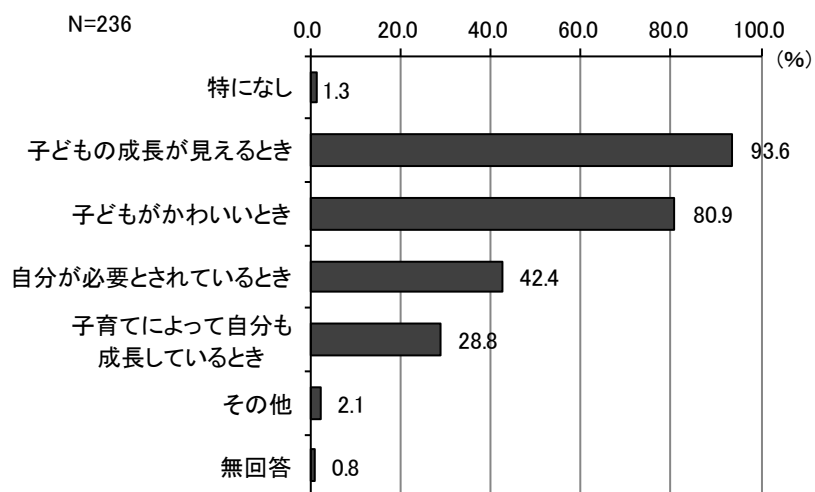


【子どもの年齢別／子育ての感覚】

	(回答数 子どもの 合計 人数)	楽しい 方が 多い	半々 楽しい と つらい が	つらい 方が 多い	わ か ら な い	そ の 他	無 回 答
未就園児	38 100.0	24 63.2	13 34.2	— —	— —	1 2.6	— —
こども園利用児	107 100.0	81 75.7	21 19.6	1 0.9	3 2.8	1 0.9	— —
小学生	156 100.0	106 67.9	40 25.6	1 0.6	7 4.5	2 1.3	— —
小学生以上	73 100.0	49 67.1	18 24.7	— —	5 6.8	— —	1 1.4

■子育てにおいて「楽しい」と感じるとき(複数回答)

子育てにおいて「楽しい」と感じるときについては、「子どもの成長が見えるとき」が93.6%と最も高く、次いで「子どもがかわいいとき」が80.9%となっています。



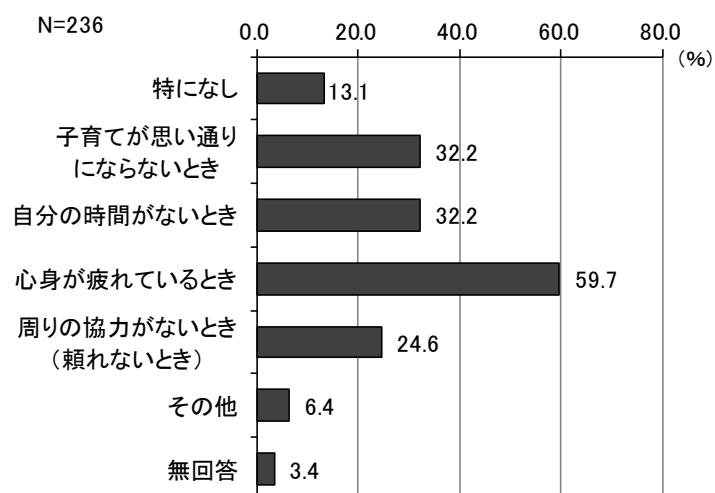
【子どもの年齢別／子育てにおいて「楽しい」と感じるとき】

	回答数合計 (子ども数)	特になし	子どもの成長が見えるとき	子どもがかわいいとき	自分が必要とされているとき	子育てによって自分も成長しているとき	その他	無回答
上段単位: 人 下段単位: %								
未就園児	38 100.0	— —	35 92.1	38 100.0	18 47.4	9 23.7	— —	— —
こども園利用児	107 100.0	2 1.9	102 95.3	96 89.7	48 44.9	34 31.8	3 2.8	— —
小学生	156 100.0	2 1.3	148 94.9	115 73.7	65 41.7	47 30.1	3 1.9	1 0.6
小学生以上	73 100.0	— —	68 93.2	50 68.5	25 34.2	17 23.3	1 1.4	1 1.4

■子育てにおいて「つらい」と感じるとき(複数回答)

子育てにおいて「つらい」と感じるときには、「心身が疲れているとき」が59.7%と最も高く、次いで「子育てが思い通りにならないとき」が32.2%、「自分の時間がないとき」が32.2%となっています。

お子さんの年齢別にみると、いずれも「心身が疲れているとき」が最も高くなっています。



【子どもの年齢別／子育てにおいて「つらい」と感じるとき】

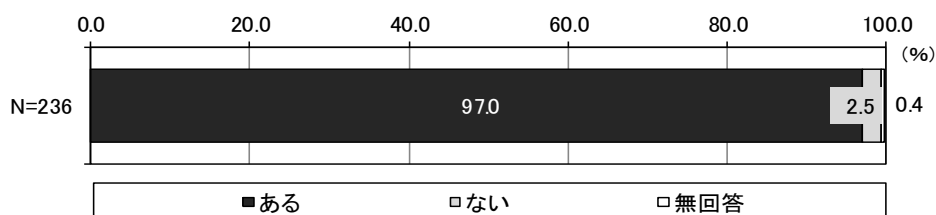
	(回答 子ども 数の計 人数)	特 にな し	ら 子 育 て が 思 い 通 り に な り な い と き	自 分 の 時 間 が な い と き	心 身 が 疲 れ て い る と き	(周 り の 協 力 が な い と き)	そ の 他	無 回 答
上段単位: 人 下段単位: %								
未就園児	38 100.0	3 7.9	14 36.8	14 36.8	28 73.7	15 39.5	3 7.9	— —
こども園利用児	107 100.0	8 7.5	32 29.9	40 37.4	73 68.2	29 27.1	8 7.5	3 2.8
小学生	156 100.0	22 14.1	52 33.3	49 31.4	87 55.8	31 19.9	9 5.8	5 3.2
小学生以上	73 100.0	12 16.4	22 30.1	29 39.7	35 47.9	18 24.7	2 2.7	3 4.1

■子育てや家事等の協力・援助の有無(単数回答)

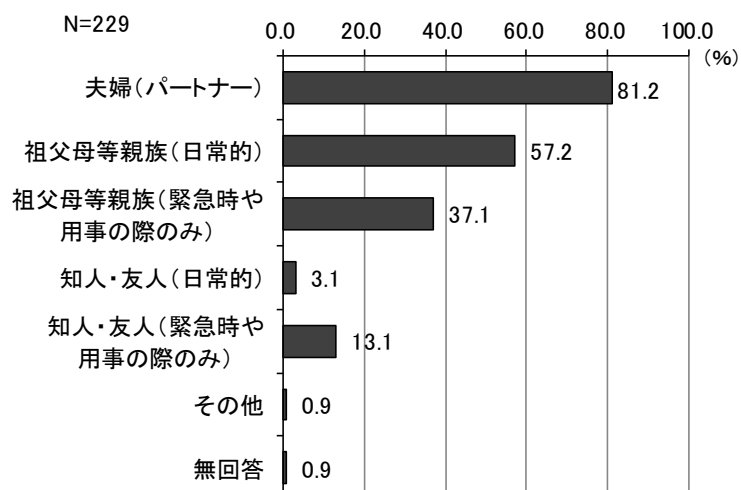
子育てや家事等の協力・援助の有無については、「ある」が97.0%、「ない」が2.5%となっています。

協力・援助が「ある」と答えた方で、協力者については、「夫婦（パートナー）」が81.2%で最も高く、次いで「祖父母等親族（日常的）」が57.2%となっています。

世帯状況別にみると、いずれも「夫婦（パートナー）」、「祖父母等親族（日常的）」に回答が多く集まっています。



【子育てや家事等の協力者】(複数回答)

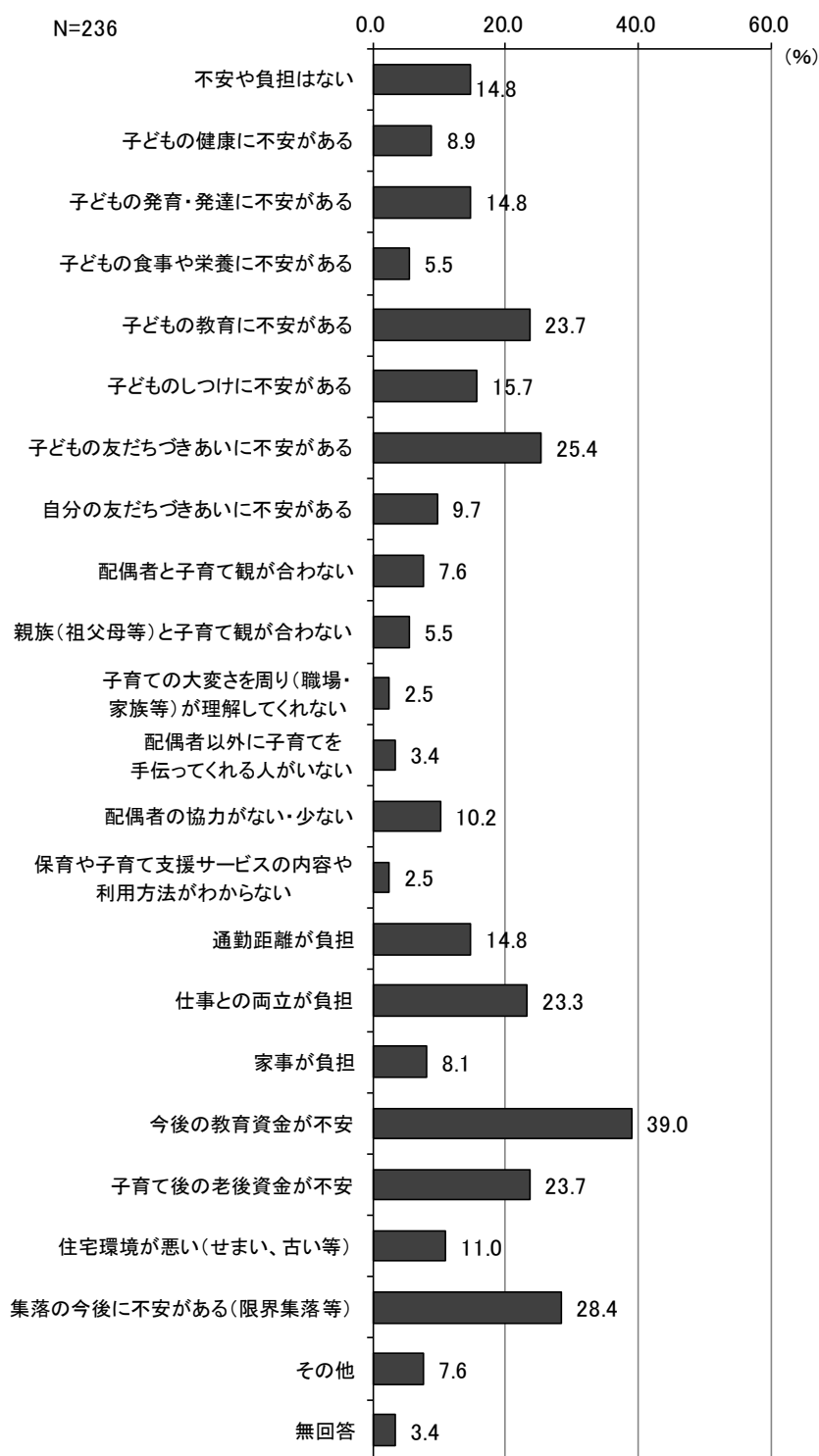


【世帯状況別／子育てや家事等の協力者】

	回答数 合計	夫婦 （パートナ ー）	祖父 母等親 族（日 常的）	祖父 母等 親族 （緊 急時 や 用 事 の 際 の み）	知 人・友 人（日 常的）	知 人・友 人（緊 急時 や 用 事 の 際 の み）	そ の 他	無 回 答
上段単位：人 下段単位：%								
親子のみ （核家族）	157 100.0	134 85.4	76 48.4	66 42.0	4 2.5	21 13.4	1 0.6	— —
祖父母等と同居 （3世代以上の家族）	67 100.0	50 74.6	52 77.6	17 25.4	3 4.5	8 11.9	— —	2 3.0
その他	3 100.0	1 33.3	1 33.3	1 33.3	— —	— —	1 33.3	— —

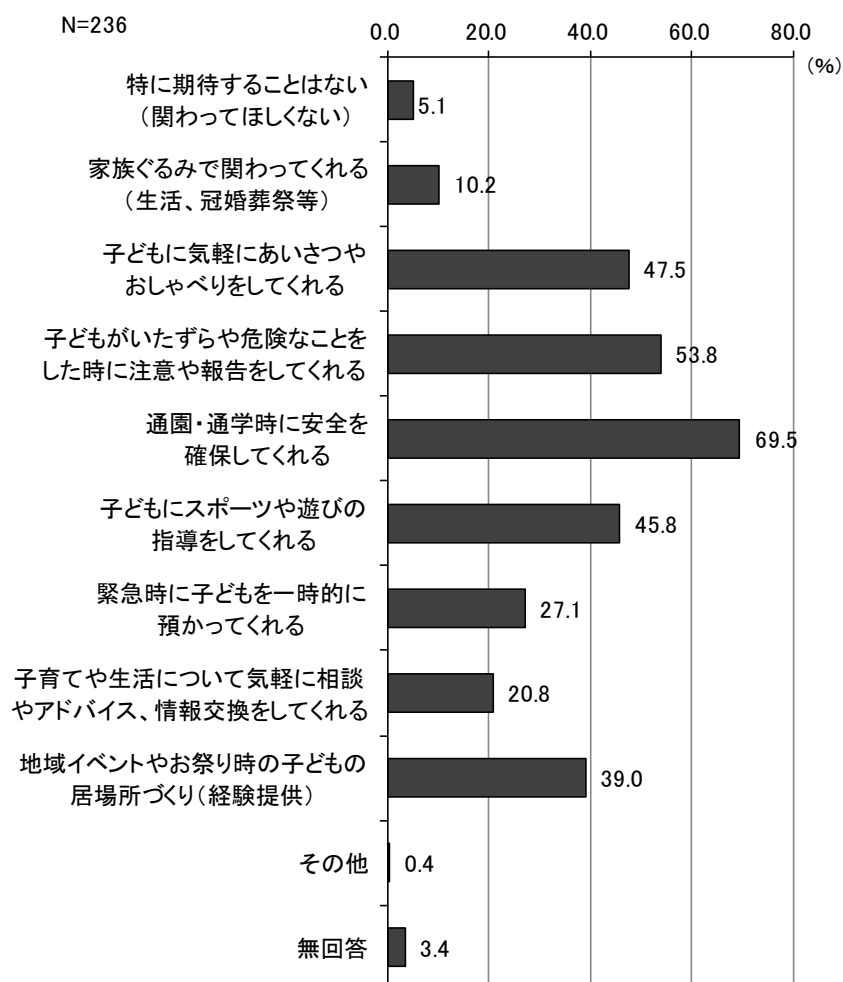
■子育てをする中で不安や負担などを感じること(複数回答)

那賀町で子育てをする中で不安や負担などを感じることは、「今後の教育資金が不安」が39.0%で最も高く、次いで「集落の今後に不安がある(限界集落等)」が28.4%、「子どもの友だちづきあいに不安がある」が25.4%となっています。



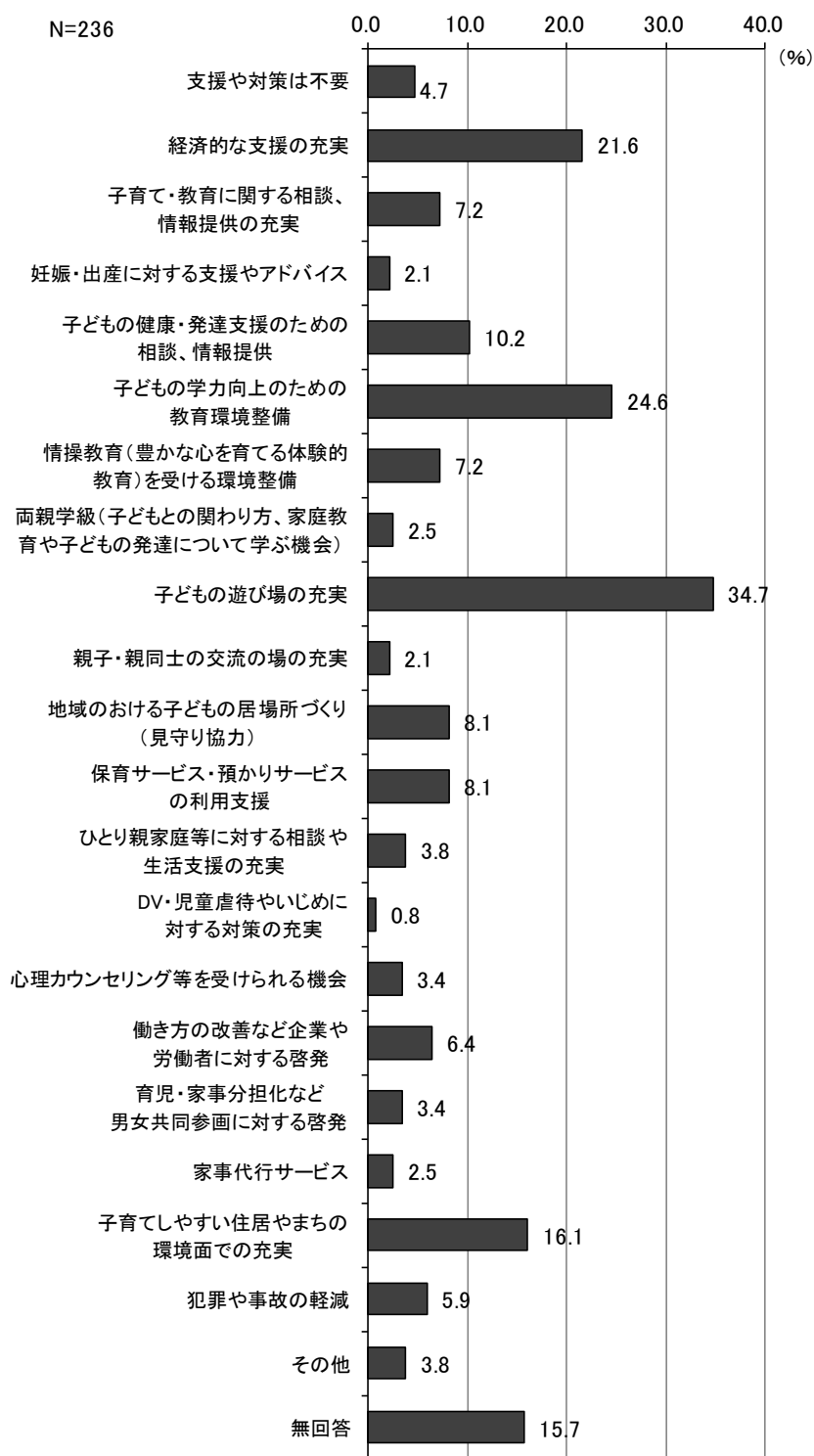
■地域に期待する子どもや子育ての関わり方(複数回答)

子どもや子育てに地域が関わる場合、どのような期待をするかという問いについては、「通園・通学時に安全を確保してくれる」が69.5%と最も高く、次いで「子どもがいたずらや危険なことをした時に注意や報告をしてくれる」が53.8%、「子どもに気軽にあいさつやおしゃべりをしてくれる」が47.5%となっています。



■子育てをする中で、希望する支援・対策（複数回答）

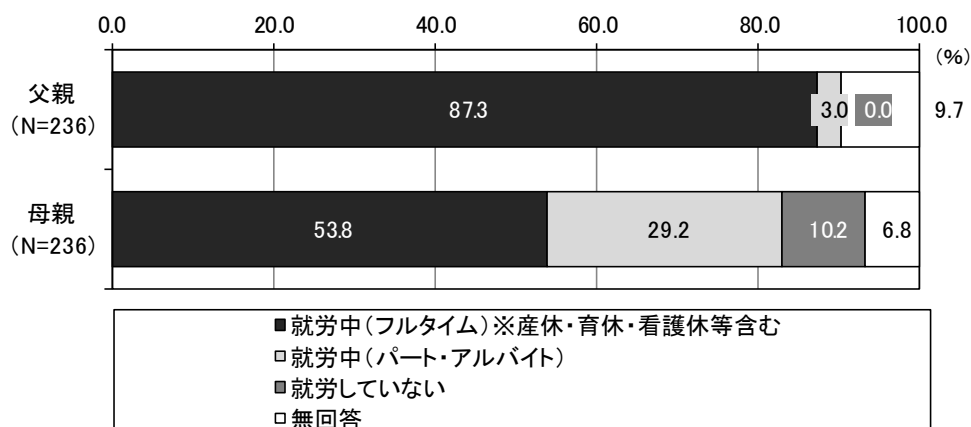
子育てをする中で、希望する支援・対策については、「子どもの遊び場の充実」が34.7%と最も高く、次いで「子どもの学力向上のための教育環境整備」が24.6%、「経済的な支援の充実」が21.6%となっています。



■現在の就労状況(単数回答)

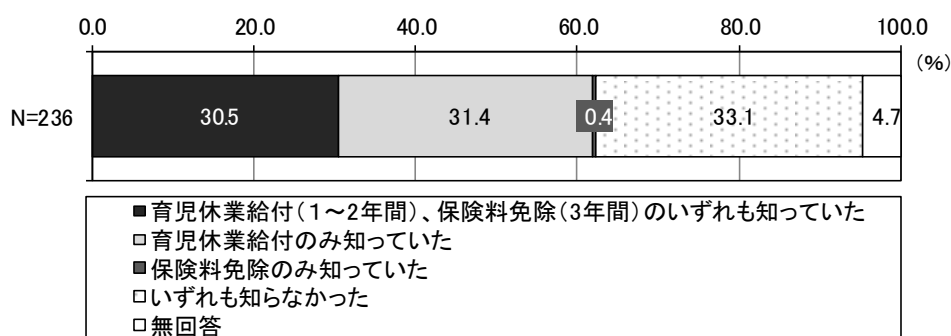
現在の就労状況については、父親では「就労中（フルタイム）」が87.3%と大半を占めています。

母親では「就労中（フルタイム）」が53.8%で最も高く、次いで「就労中（パート・アルバイト）」が29.2%となっています。



■育児休業制度の認知度(単数回答)

育児休業の制度の認知度については、「いずれも知らなかった」が33.1%で最も高く、次いで、「育児休業給付のみ知っていた」が31.4%、「育児休業給付（1～2年間）、保険料免除（3年間）のいずれも知っていた」が30.5%となっています。

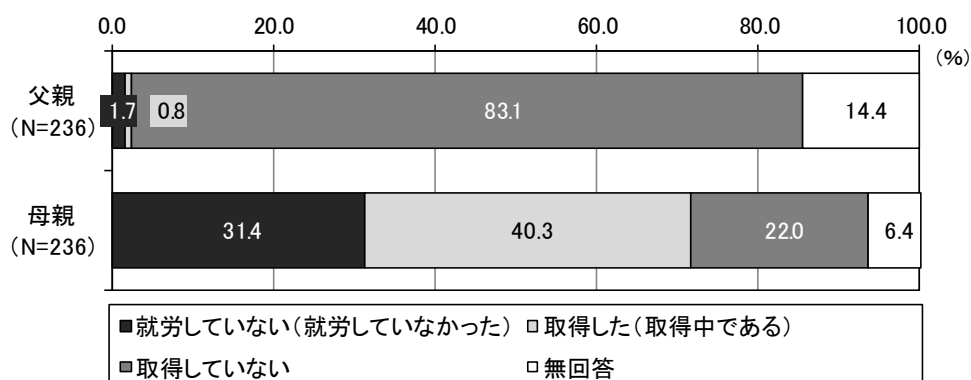


■育児休業の取得有無(単数回答)

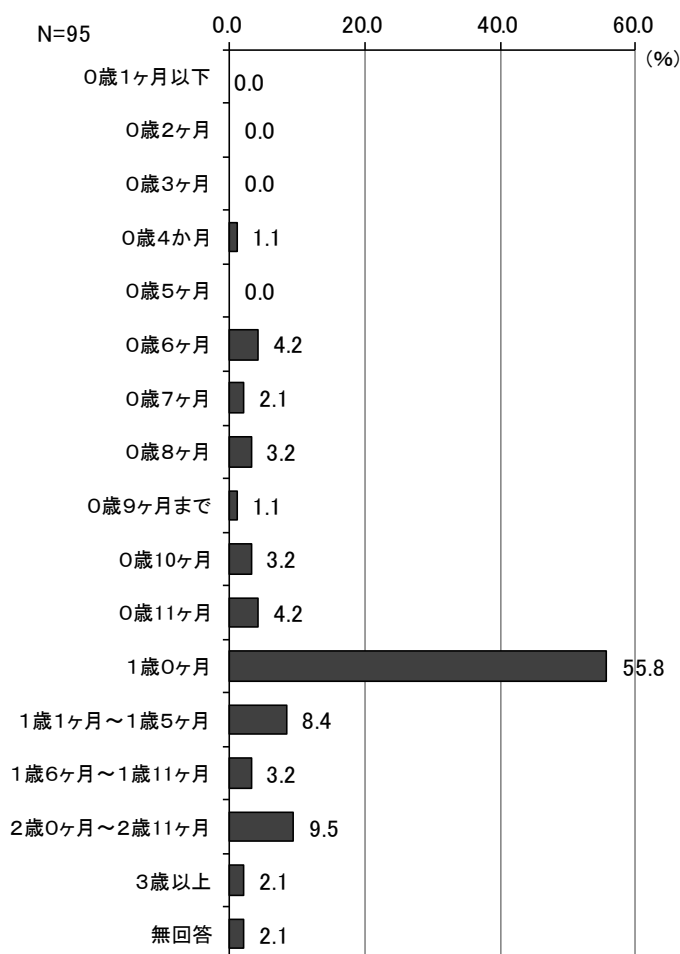
育児休業の取得有無については、父親では「取得していない」が83.1%と大半を占めており、「取得した(取得中である)」は0.8%となっています。

母親では「取得した(取得中である)」が40.3%と最も高く、次いで「就労していない(就労していなかった)」が31.4%、「取得していない」が22.0%となっています。

育児休業を「取得した(取得中である)」と答えた母親の、実際の育児休業の取得期間は「1歳0ヶ月」が55.8%と最も高くなっています。



【育児休業の実際の取得期間＜母親＞】(数量回答)

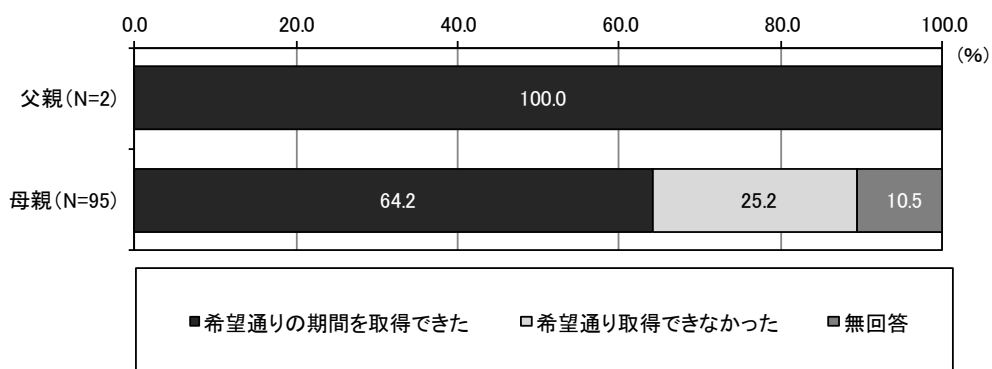


育児休業を「取得した(取得中である)」と答えた父親は2世帯あり、内1世帯は「1歳0ヶ月取得した」となっており、内1世帯は「無回答」となっています。

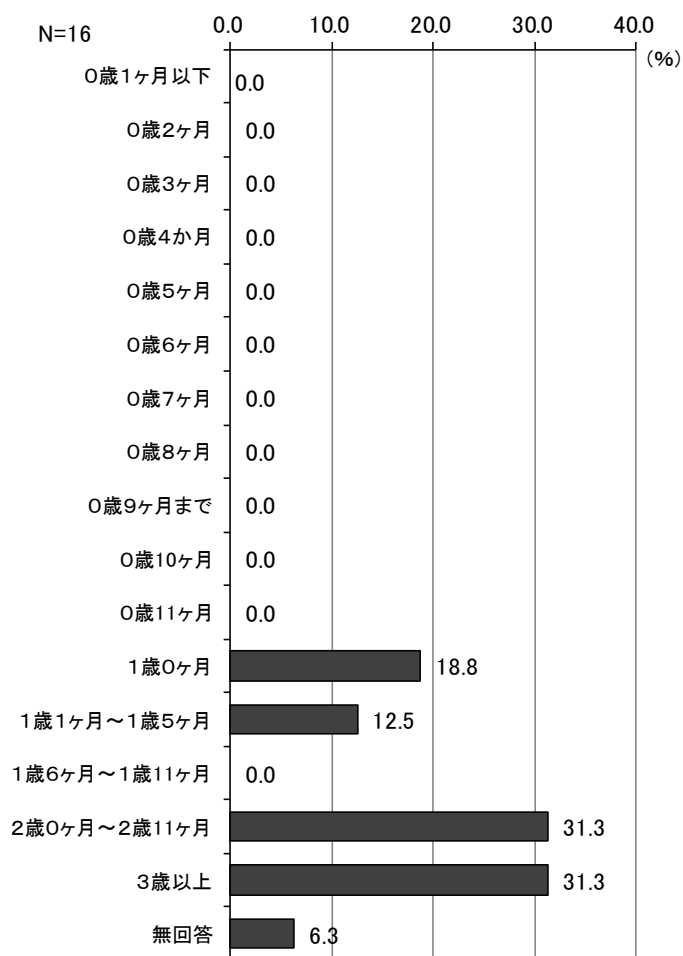
■育児休業の希望(単数回答)

育児休業の取得期間については、父親は「希望通りの期間を取得できた」が100.0%となっていますが、その取得者数は2人となっています。

母親は「希望通りの期間を取得できた」が最も多い64.2%となっています。また「希望通り取得できなかった」と答えた方は25.2%となっていますが、実際希望だった取得期間は「2歳0ヶ月～2歳11ヶ月」、「3歳以上」の区分が一番多く、それぞれ31.3%となっています。

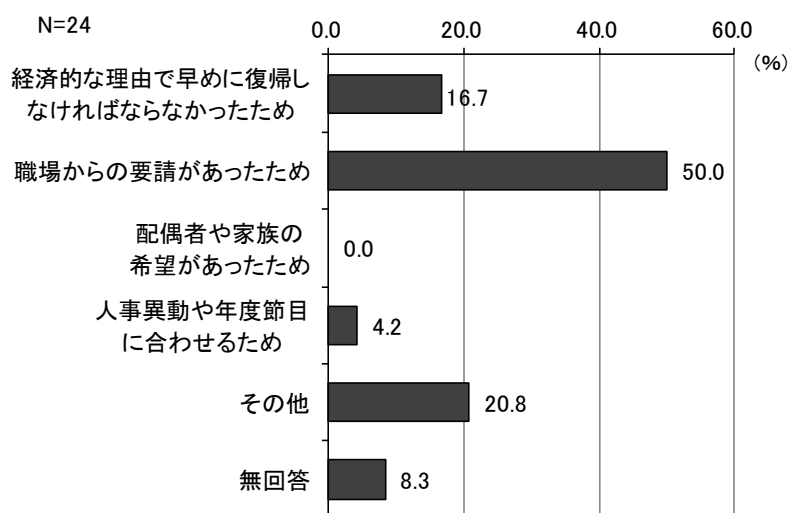


【育児休業で希望する取得期間＜母親＞】(数量回答)



■育児休業が希望どおりに取得できなかった理由＜母親＞（複数回答）

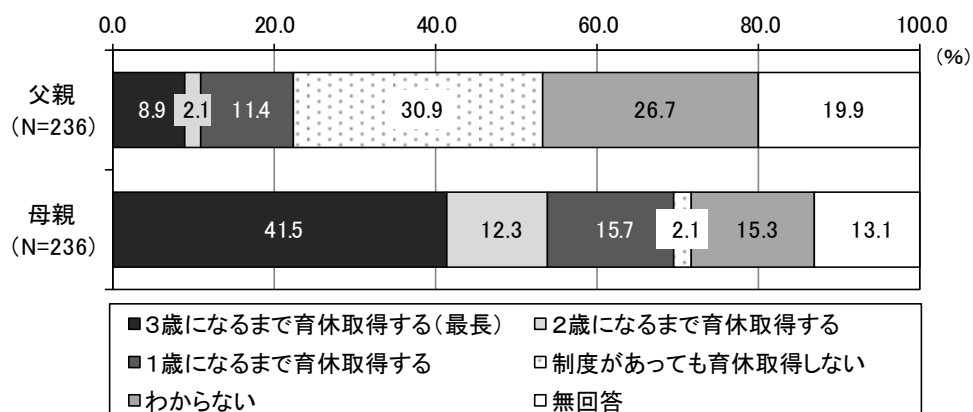
（母親の）育児休業が希望どおりに取得できなかった理由については、「職場からの要請があったため」が50.0%と最も高くなっています。



■無条件で取得できる制度がある場合、希望する育休期間（単数回答）

（勤務先に3歳まで育休を無条件で取得できる制度があり、勤務先に復帰後の処遇の理解もある（あった）場合）育児休業を希望する年齢については、父親では「制度があっても育休取得しない」が30.9%で最も高く、次いで「わからない」が26.7%となっています。

母親では「3歳になるまで育休取得する（最長）」が41.5%で最も高く、次いで「1歳になるまで育休取得する」が15.7%となっています。

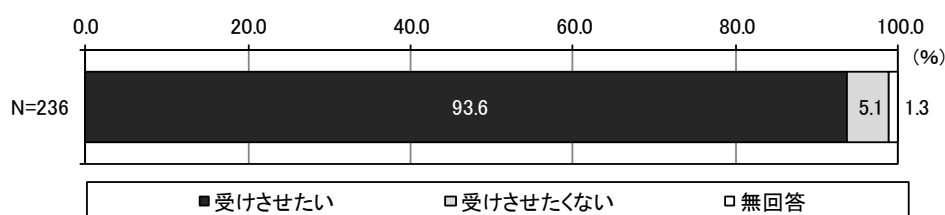


■個別の教育等の希望(単数回答)

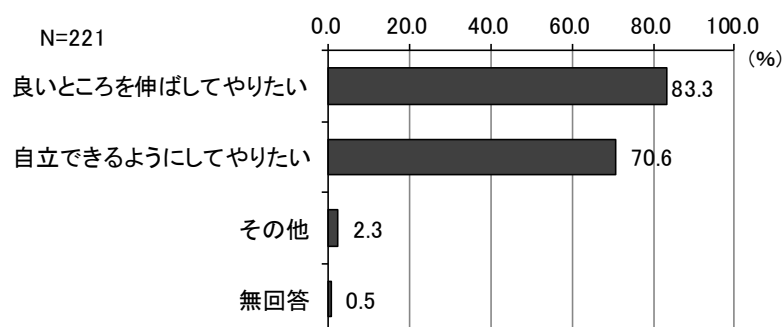
お子さんの個性や成長・発達を理解した上で、必要に応じて個別の教育・指導・訓練等（療育指導、言語訓練（療法）、特別支援学級、通級指導教室等）を受けるかどうかの希望については、「受けさせたい」が93.6%、「受けさせたくない」が5.1%となっています。

「受けさせたい」と答えた方で、その理由については、「良いところを伸ばしてやりたい」が83.3%と最も高くなっています。

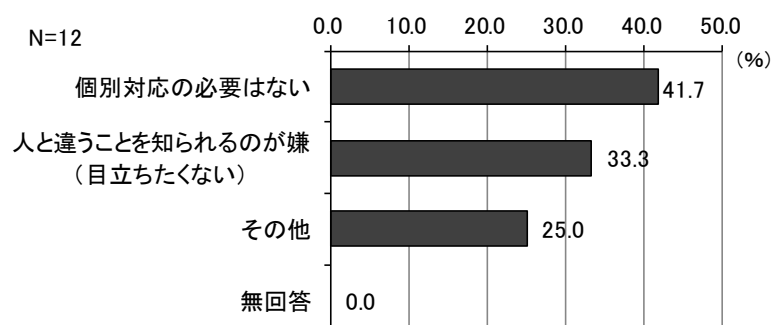
「受けさせたくない」と答えた方で、その理由については、「個別対応の必要はない」が41.7%と最も高く、次いで「人と違うことを知られるのが嫌（目立ちたくない）」が33.3%となっています。



【個別教育・支援を受けさせたい理由】(複数回答)



【個別教育・支援を受けさせたくない理由】(複数回答)

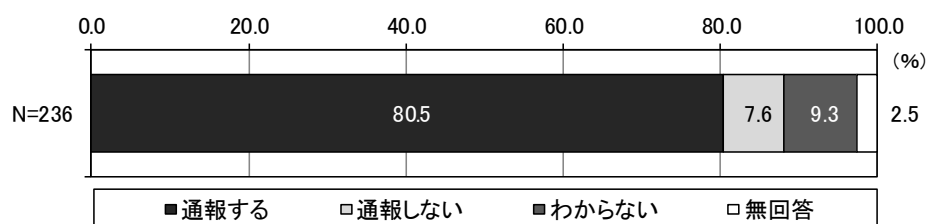


■児童虐待を発見した場合の行動(単数回答)

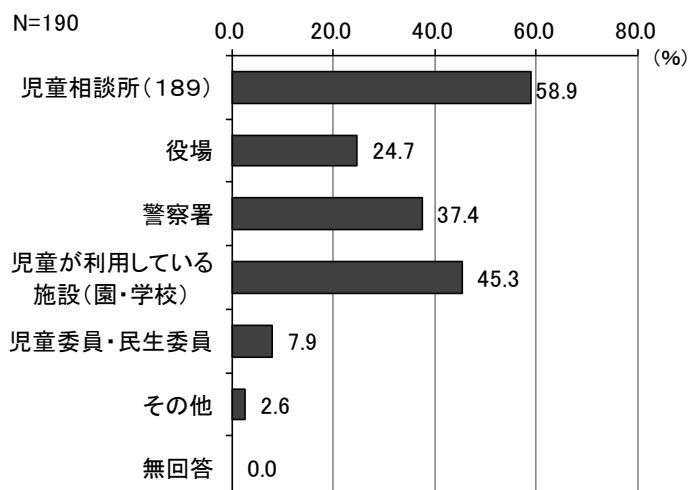
児童虐待を発見した場合の行動については、「通報する」が80.5%となっています。

「通報する」と答えた方で、通報先については、「児童相談所(189)」が58.9%と最も高く、次いで「児童が利用している施設(園・学校)」が45.3%となっています。

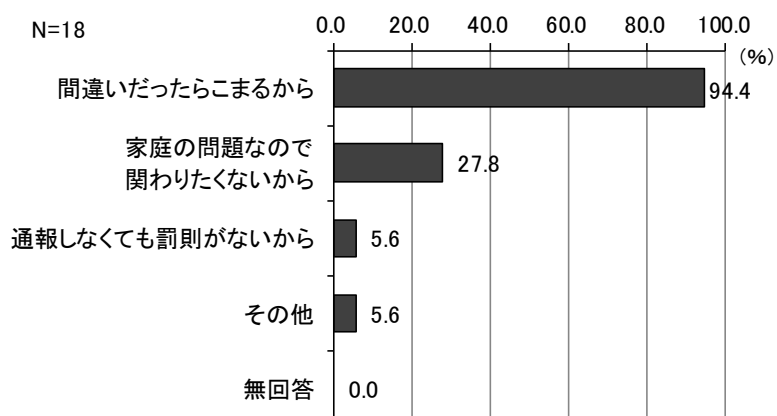
「通報しない」と答えた方で、通報しない理由については、「間違いだったらこまるから」が94.4%となっています。



【通報先】(複数回答)

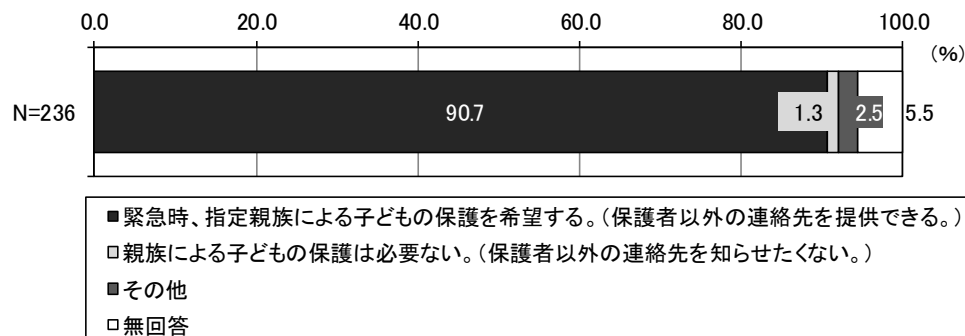


【通報しない理由】(複数回答)



■大規模災害発生等における緊急時のお子さんの保護についての希望(単数回答)

大規模災害発生等における緊急時のお子さんの保護についての希望は、「緊急時、指定親族による子どもの保護を希望する。(保護者以外の連絡先を学校・こども園等へ提供できる。)」が90.7%となっています。



■那賀町の子育て支援や教育体制についての意見・提案(自由回答)

○子育て支援について

①こども園の保育サービスについて

- ・ こども園の指導の充実、備品、保育者の充実
- ・ こども園での園開放の時に、通園児との交流がほしい
- ・ 希望するこども園に入園でき、保健センターの支援もあり、小さい町だからこそ目が行き届いている

②放課後子ども教室、放課後の子どもの居場所について

- ・ 放課後子ども教室(子どもクラブ)を休日・長期休暇中も実施してほしい
- ・ 木頭放課後子ども教室再開の動きがないため、どのようになっているか知りたい
- ・ 放課後子ども教室では子ども達が色々な遊びを楽しんでいる

③病児保育、一時保育について

- ・ 病児保育の検討

④子育て支援センターについて

- ・ 子育て支援センターの開放を土、日、祝も検討してほしい
- ・ 子ども向けのイベントを増やしてほしい
- ・ 同じ子育てをしている保護者同士のふれ合いの場を作ってほしい

⑤障がいのある子どもへの子育て支援について

- ・ 近くにショートステイのできる施設があればと思う
- ・ 障がいを持った子どもに対しての支援や両親の心のケアなどの支援を充実してほしい

○発達相談について

①発達支援について

- ・小学、中学、高校も相談体制を強化してほしい
- ・発達障がい児を対象とした放課後デイサービス、スポーツクラブがあればいいと思う
- ・療育支援教室、言語訓練教室は子どもにとって、よい機会になっている

○経済的支援について

①経済的支援全般について

- ・妊婦検診の費用は初期（母子手帳をもらう前）から補助してほしい
- ・小中学校で9年間必要な物（制服、文房具、体操服）を無償にしてほしい
- ・中学校の部活での経済的な負担を少なくしてほしい
- ・給食費の無料化

○環境について

①子どもが遊ぶ環境について

- ・気安く利用できる場、イベント等をしてほしい
- ・夏休みの学校のプール開放のようにバスが出て休日に遊べる場がほしい
- ・小さい子どもが遊べる遊び場所がほしい
- ・遊具を備え付けた公園を整備してほしい

②施設、道路などハード面での整備について

- ・通学路に街灯を設置してほしい
- ・那賀町で子育てをしたいと思っているので住宅を増やしたりしてほしい

③地域の環境について

- ・スポーツを通じて町民皆が元気で楽しく生活してほしい
- ・昔のように誰に会っても挨拶する、大人や子どもが増えてほしい
- ・危険なこと、いけないことをした時に注意してくれる住民がいてほしい
- ・公共機関におむつ替えシート、授乳室の設置

④勉強、文化、スポーツでの子どもの環境について

- ・小学生がスポーツをできるよう働きかけてほしい
- ・移動図書館があればと思う
- ・運動や学力を伸ばせる場所を作してほしい
- ・体操や陸上などのスポーツクラブがほしい
- ・受験対策や塾のようなものがあればいいと思う
- ・中学校での部活動の自由化
- ・町の産業の継承や文化についての学習指導
- ・那賀町ならではの伝統や那賀町でしかできない体験などをたくさんさせてほしい

○町の対応、体制について

- ・人口増加につながるようにビジョンを考えることをしてほしい
- ・行政の予算編成や補助金制度を「子育て支援」に集中し、その後に雇用のことを考えればいいと思う
- ・那賀町はとても子育てしやすい町だと思う

■暮らし続けたい、移住して暮らしたい、子育てしたいと思える町(国)や理想の制度(自由回答)

○子育て支援・教育関係

- ・誰もが気軽に子どもを預けられるサービスがある町
- ・子育てしながら、安心して働ける場所がある町
- ・子ども達が安心して遊べる町、自然災害に対応できる等の安全な環境が整った町
- ・地域の人々が子どもを見守って、子どもがのびのび遊べる町
- ・大人も子どもも一緒に楽しめる場（工作、料理、スポーツ教室など）がある町
- ・大学まで平等に無償で学べる制度。教育に重点をおく町
- ・子どもが安全で安心して暮らせるのはもちろんの事、習い事スポーツの選択肢のある環境
- ・魅力的な高校がある町
- ・少人数を活かし、短期留学、飛び級制度、自然教室などができる町

○経済支援・医療関係

- ・子どもを産んで育てることでお金が出る町
- ・学生の交通費（中・高生）の経済的支援がある町
- ・子どもの教育や医療は無料で受けられる町
- ・病児保育をしてもらえる機関がある町
- ・専門病院、小児科が近いなど、生活しやすい便利な環境がある町
- ・子どもの任意ワクチンの無料制度がある町
- ・充実した不妊治療の制度がある町

○住居関係

- ・子どもの出産人数に応じて町内に一戸建てプレゼントする制度
- ・小学校、こども園の周りに家族向けの住宅がある町。子育てモデル地区のある町
- ・住居、空き家を利用する制度
- ・移住者に格安で家を提供、リフォーム代を負担する制度

○娯楽・公園等関係

- ・寄り合えるカフェやレストランのある町
- ・スーパー、コンビニ、日用品店、飲食店が周辺にある町
- ・子どもと遊べる公園などがある町
- ・食事の困らない支援がある町(お年寄りなど)
- ・歩道や自転車道を確保している町
- ・子ども連れでも気軽に入れる飲食店がある町
- ・自然を生かして子どもらが気軽に集まれる場所がある町

○その他

- 働ける町、家族と一緒に暮らせる町
- 自然が豊かでのんびりとした気持ちで子育てできる町
- 人を信用できる町
- 高齢者の方が運転しなくても買い物や通院などがしやすいような援助がある町
- 将来 1 人で暮らす時、地域でも守りあえるような町
- 子どもを育ててくれる町
- 他の町村でやっているような移住者による出店を応援する町
- 移住者を積極的に受け入れる町
- 一人ひとりが大切にされていると感じる居場所がある町
- 休耕田を作らせない制度がある町
- 若い世代が活躍できる町
- 高齢の方たちを含めたいろいろな世代の人達と関わり合える町
- 自立と共生のバランスの取れた町
- 財政健全な町
- 行政サービスの意識が高い町
- 「那賀町で子どもを産んでくれてありがとう」と町全体で迎えられる町

7. 子育て支援に関するヒアリング調査

1. ヒアリング調査の目的

子育て支援アンケート調査と同じく、本計画の策定に向けた基礎資料とし、町内の関係団体及び各事業所で実施している取り組みや今後の方向性等を把握し、計画づくりの貴重な資料とさせていただくために、令和元年度にヒアリング調査を実施しました。

2. ヒアリング調査の実施概要

- 調査対象：町内の関係団体・事業所
- 調査方法：郵送等による調査票の配布・回収
- 調査期間：令和元年8月9日～令和元年8月30日
- 回収結果：

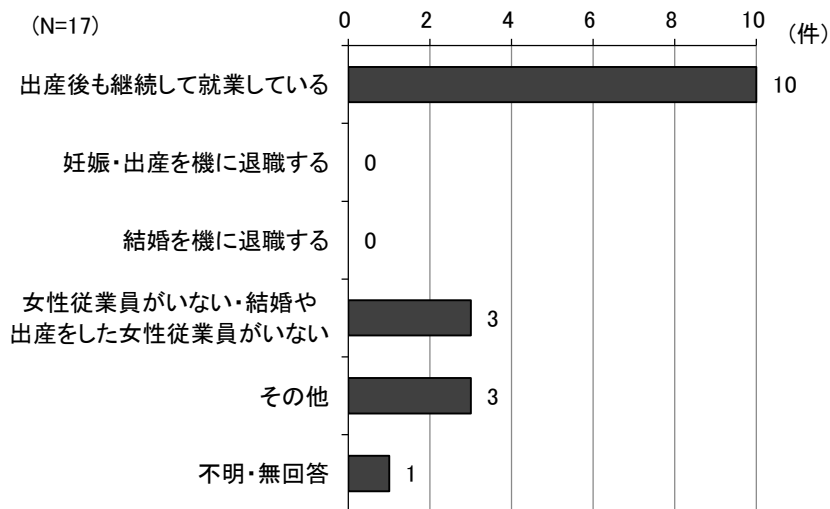
調査票	標本数（配布数）	有効回収数	有効回収率
事業所アンケート	32 件	17 件	53.1%
団体アンケート	20 件	13 件	65.0%

3. ヒアリング調査の結果概要

【事業所】

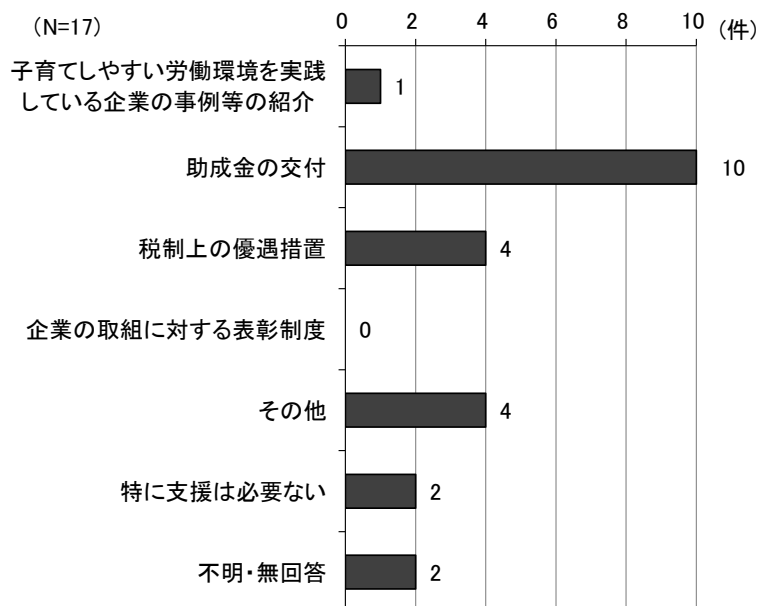
事業所における女性の働き方について

女性の働き方についてみると、「出産後も継続して就職している」が10件で最も多く、次いで「女性従業員がいない・結婚や出産をした女性従業員がいない」が3件となっています。



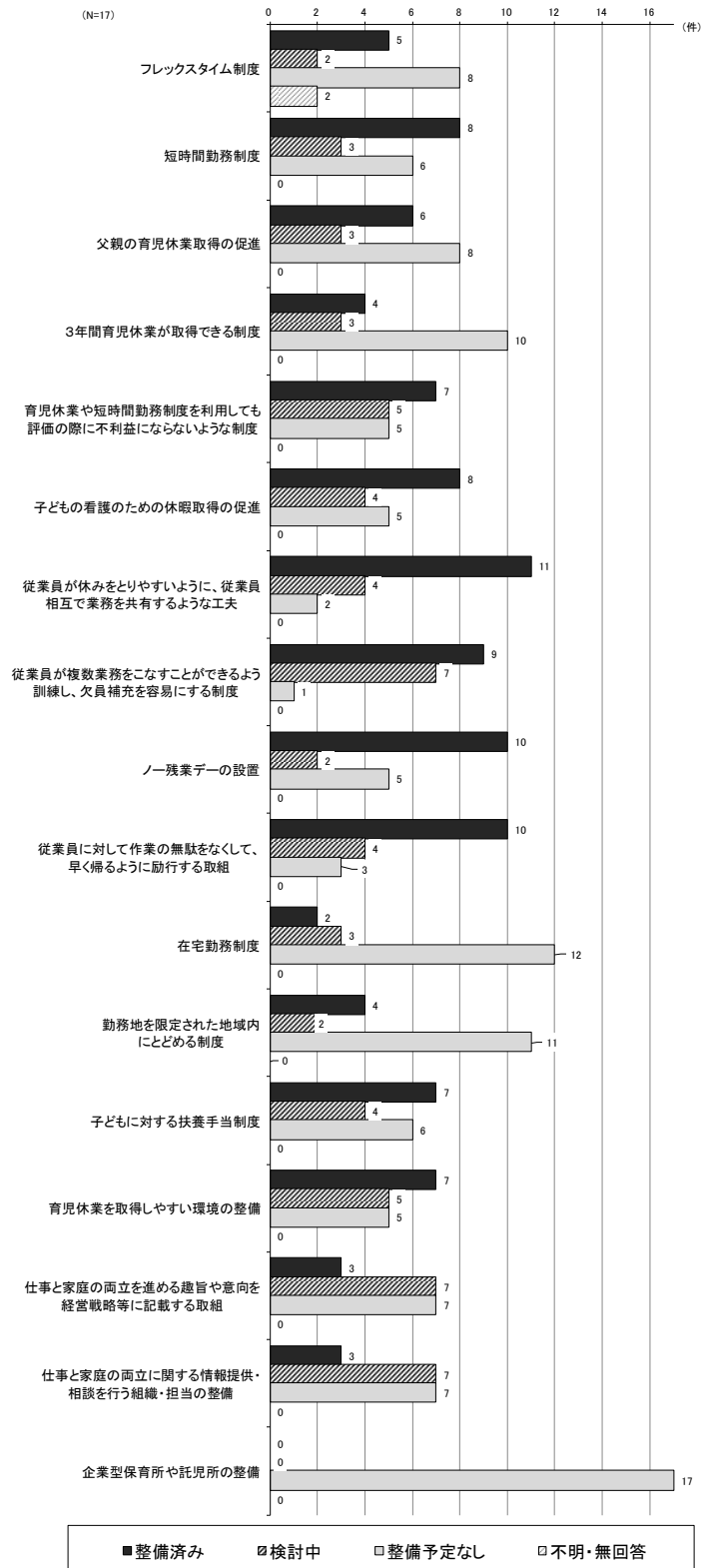
子育てしやすい労働環境を整備するにあたり、行政に対して望むものについて

子育てしやすい労働環境を整備するために、行政に対して望むものについてみると、「助成金の交付」が10件で最も多く、次いで「税制上の優遇措置」4件となっています。



仕事と家庭や子育ての両立に向けた制度などの整備状況について

仕事と家庭や子育ての両立に向けた制度などの整備状況についてみると、「整備済み（全従業員）」では『従業員が休みをとりやすいように、従業員相互で業務を共有するような工夫』が11件と最も多く、次いで『ノー残業デーの設置』『従業員に対して作業の無駄をなくして、早く帰るように励行する取組』が10件となっています。



【関係団体】

■日頃の活動の中で、那賀町の子育て環境について、問題点や課題と感じていること、また、課題解決に向けて取り組めることや、取り組みたいことについて

○子どものための教育と保育の充実について

問題点・課題

- ・自然体験をする機会の減少
- ・子ども同士が遊ぶ機会が少ない
- ・子どもの遊び場や学ぶ場が確保できていない
- ・保育士不足の対応が難しい
- ・地域で乳幼児とふれあう機会の減少

課題解決に向けて団体等で取り組んでいること・取り組みたいこと

- ・あいあいらんどでは、子どもの遊び場や木工体験・カヌー体験等、様々な体験機会を提供している
- ・相生森林美術館では「きっすあとリエ」を開催し、情操教育の機会を提供している
- ・子育て支援センターやこども園を活用して、未成年が乳幼児とふれあう場の提供を図る
- ・福祉ボランティアスクールを実施し、学びふれあう機会をつくる
- ・大型遊具や大規模な公園設置には、初期費用と別に、施設管理のための人員とメンテナンスに多額の費用がかかるため、持続可能な別のアプローチも模索していく

○地域における子ども・子育て支援活動の推進について

問題点・課題

- ・要保護児童に関する関係機関や地域の連携強化
- ・子育て世代の親が憩えるような施設が少ない
- ・こども園と自主防災組織（地域）との交流が必要
- ・地域子供会活動の衰退
- ・放課後子ども教室（子どもクラブ）の運営に地域差がある
- ・長期休業中に放課後子ども教室（子どもクラブ）が開設されていない

課題解決に向けて団体等で取り組んでいること・取り組みたいこと

- ・児童虐待防止や障がい児福祉の推進に取り組む
- ・学校や地域、乳幼児の相談時に虐待について勉強する機会の提供
- ・鷺の里では、町民の憩いの場としてのカフェ誘致を進めている
- ・子供会が無いところは地域の活動組織と合同で活動したり、また各地区子供会の世話役を確保したりするなどの支援をしていく
- ・地域交流や情報発信を通して、住民に子育て支援に参加してもらう
- ・林業センターに木育カフェを設置し、子育て世代の憩いの場として提供している

○妊娠・出産期からの子育て支援と親子の健康づくりについて

問題点・課題

- ・産婦人科、小児科が遠い
- ・子育て中の柔軟な勤務形態に配慮する勤め先が少ない
- ・食育を中心とした規則正しい生活の定着

課題解決に向けて団体等で取り組んでいること・取り組みたいこと

- ・子育てしながら勤めやすい業種や勤務形態の導入
- ・町内事業所に子育てしやすい職場環境づくりを推奨する
- ・生活リズムや食事等、健康に関する基本的なことの周知

○子ども・子育てを支える社会環境の整備について

問題点・課題

- ・小児科医不在、看護師不足のため病児保育のサービスがない
- ・保護者の中には「仕事が忙しい」と悩んでいる方がいる
- ・子どもが病気のときは、気兼ねなく仕事を休みたい希望がある（自分で見てやりたい）
- ・保護者が子どもと過ごす時間の確保が必要
- ・仕事と子育ての両立に関する地域全体への意識啓発
- ・通学や園外保育時における交通安全対策
- ・時代の変化により遊び場や防犯の問題で、昔のように子どもが自由に遊べない
- ・地域活動の希薄化

課題解決に向けて団体等で取り組んでいること・取り組みたいこと

- ・医療従事者への子育て支援・環境整備
- ・商工会等と連携し、事業所への意識啓発セミナー等を通じて、職場の環境改善を図る
- ・子どもの病気や行事、緊急時などは遠慮なく休みが取れる風土づくり
- ・交通安全上の危険な所について地域で定期的にパトロール・点検を行う
- ・各種事業で保護者から出た意見を関係部署に情報提供しあう

○那賀町の子育てや子どもが育つ環境で充実していると思うことについて

- ・植物・昆虫・鉱物等、多様な自然に触れることができる
- ・子ども一人ひとりに活躍の場が多い
- ・乳幼児等医療費助成（はぐくみ医療）で18歳まで医療費が無料
- ・保育料軽減・医療費無償・出産祝い金・もってこい奨学金等の経済的支援が充実
- ・静かで安全な町
- ・子どもが地域住民に愛され、大切にゆったり育つ環境がある
- ・乳幼児健康診査では2歳児健診や、4、5歳児健診まで実施するなど、乳幼児期の保健師のサポートが他市町と比較しても充実している

8. 現状と課題のまとめ

統計資料、アンケート調査、ヒアリング調査等を踏まえ、本町で考えられるキーワードを3つ挙げ、キーワードごとに現状と課題をとりまとめて本計画の方向性を定めます。



① 子どもの今

統計資料

○本町の子ども数は年々減少している。

○希望する子育て支援・対策について、「子どもの遊び場の充実」と答えた方が34.7%と最も高くなっている。

○希望する子育て支援・対策について、「子どもの学力向上のための教育環境の整備」が24.6%で2番目に多くなっている。

○必要に応じ、子どもの発達にあわせた個別の教育等を受けさせたいと93.6%の保護者が考えている。またその理由として「良いところを伸ばしてやりたい」が83.3%と最も高く、次に「自立できるようにしてやりたい」が70.6%と次に多くなっている。

アンケート調査

ヒアリング調査

○自然に囲まれながらも、自然体験できる機会が少ない。

○子ども同士が遊ぶ機会が少ない。

○各地区に遊び場と勉強できる場が確保できていない。



今後の方向性

子どもが安全に過ごせる居場所や遊び場の設置を求める意見が多くあります。今後、縮小する財政状況を鑑み、公園等の整備にばかり重点を置くのではなく、地域住民との連携・協力のもとで、子どもたちが安全に本町の豊かな自然とふれあいながらともに遊び、学ぶことのできるような環境や体制整備の方向性を探ります。

保護者は子どもの将来を見据え、教育環境の整備についての希望や意識が高いこともわかります。また子どもの個性や良さを伸ばし、自立した人間になってほしいという願いも持っています。こうした思いに応えるためにも、**多様性を認め個性を尊重した学びの場を整備するなど、関係機関は相互に連携し、新たな取り組みを考えます。**

② 家庭の今

統計資料

アンケート調査

ヒアリング調査

○本町の女性の就業率は、すべての年代において国や県を上回っている。

○本町は核家族が 68.2%、祖父母等と同居が 29.2%となっており、子育てや家事等何らかの協力・援助の有無については、「ある」と答えた世帯は 97.0%に上る。

○育児休業制度（育児休業給付＋保険料免除）の認知度について、「いずれも知らなかった」が 33.1%と最も高くなっている。

○育児休業の取得率は母親が 40.3%、父親が約 1%であった。また母親が取得できた育児休業期間として「希望通り取得できた」が 64.2%となっており、「希望通りではなかった」が 25.2%となっている。

○子どもが病気になったとき、対応をしているのは祖父母が 62.6%、母のみが 50.2%、父のみが 0.4%と偏りが見られた。

○子育てにおいて辛いと感じるときは「心身が疲れているとき」という理由が最も多く、楽しいと感じるときは「子どもの成長が見えるとき」という理由が最も多かった。

○仕事と家庭や子育ての両立に向けた職場環境整備が不十分。

○悩み事に「仕事が忙しい」と答える保護者がいる。

○子どもが病気の時は自分で看たいと思う保護者もいる。



今後の方向性

周囲の協力・援助率と比例し、女性の就業率の高い本町ですが、楽しく子育てを行うためには、ワーク・ライフ・バランスの推進が求められています。育児休業の取得期間も個人によって希望や必要量がそれぞれ異なるように、それぞれのニーズに合った子育て環境を提供できるような、理解ある職場づくりが必要です。

また居心地がよい家庭を築くためには、保護者自身が国により整備されている制度等を十分に理解し、またこれまで当たり前とされてきた家庭での役割に固執せず、家庭や仕事に対する個人の希望を、互いに尊重し協力し合う必要があります。

そして現代社会の課題ともなっている子育て家庭の孤立を防ぐためにも、親となる若い世代へ向け、積極的に子育てに関する情報提供やあたたかい家庭づくりへの支援に努め、地域全体で子育て家庭のニーズを知り、見守って応援やサポートができるよう推進します。

③ まちの今

統計資料

- 本町の人口の中で、子育て世代である20～30代前半の人口が少なく、未婚率も県や全国に比べ特に男性が高くなっている。
- 本町の高齢化率は年々上昇しており、65歳以上の人口の割合は、町民全体の約49.1%（平成31年3月31日現在）となっている。

アンケート調査

- 子育てをする中で不安や負担等を感じることにについて、「今後の教育資金が不安」が39.0%で最も高く、「集落の今後に不安がある」が28.4%で2番目に多くなっている。
- 地域に期待する子どもや子育ての関わり方について、「通園・通学時に安全を確保してくれる」が69.5%と最も高くなっており、その他「子どもの行動に関わってほしい」という期待も半数程度見受けられる。

ヒアリング調査

- 医療費無償、保育料軽減等、経済支援は充実している。
- 小児救急医療や病児保育の体制整備が難しい。
- 地域で子どもと触れ合う機会は減少している。
- 要保護児童に関する地域の連携強化が必要。



今後の方向性

保護者には、「子どもの教育」とともに「集落の今後」にも不安を抱えている方がいます。この不安の一因として「少子高齢化」があります。近年、高齢化と晩婚化により「ダブルケア（介護と育児を同時に担うこと）」となった家庭には負担が重くのしかかり、子育て世代が疲弊していく問題も、社会的に顕在化しています。

そのため、子育て環境の充実を図るには、子育てに関する支援だけに目を向けるのではなく、福祉や教育、まちづくり等の様々な視点から施策を検討していく必要があります。

今後、本町では地域性により課題解決が困難な事案についても、別のアプローチにより柔軟に対応できるよう、地域や様々な関係機関と連携を取り、すべての世代の人が子どもと子育てに関わりを持ち、地域の子どもが育つ喜びをみんなで分かち合えるように、地域の実態に沿った体制づくりを図ります。

第3章 計画の基本的な考え方

1. 計画の基本理念

【第2期那賀町子ども・子育て支援事業計画 基本理念】

子どもはまちの宝物 子どもと未来をつくるまち

「子どもの権利」について、児童権利宣言、子どもの権利条約、児童憲章、児童福祉法等により、世界や国で法体系化されています。

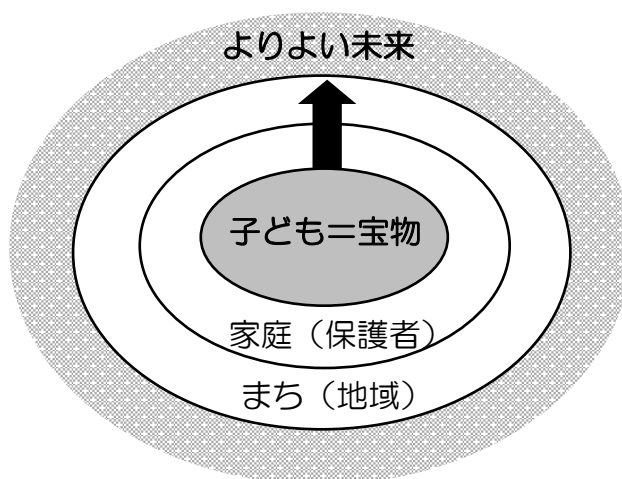
なぜなら選挙権を持たず、大人の保護下に置かれた子どもの権利や思いは、大人や社会の都合によって軽視されてきた歴史があり、今もまたどこかで、子どもたちが人権侵害を受けている事実があるからです。

そのようなことから、子どもには尊重されるべき人格があり、地域の一員であって次世代の担い手であることを私たち大人が忘れないため、また同時に経験の少ない子どもは家庭を含む地域で大切に見守り、育てなければならない存在であることを確認するため、この基本理念では子どもを「まちの宝物」とであると表現しました。

子どもが主体性を持った豊かな人生をすすんでいくためには、子ども自身が自分の権利を知り、地域の一員として社会と共生していくことが必要です。

また私たち大人には、子どもたちが自己肯定感を持って未来に希望が持てる教育を提供し、環境を整えていく義務と責任があります。

那賀町は、未来を生きる子どもたちや、その子どもに愛情を注ぐ家庭に地域が寄り添い、ともによりよい未来をつくっていくことをめざします。



この図は基本理念を受け、中心に据えた「子ども」が大きくなるほど、外郭（家庭やまち）も大きく育ち、よりよい未来を広げる力も大きくなることを表しています。

2. 計画の基本的な視点と目標

第1期計画では『輝く親子を地域で支える子育てのまち』をスローガンに掲げ、あたたかい家庭、あたたかい地域、あたたかい町で次世代が育つ那賀町をめざして町全体で取り組んできました。

本計画においては、スローガンをさらに深化させ基本理念として新たに掲げ、子どもを「まちの宝物」として、その子どもと共にまちの未来を創造していくという想いを込めました。これにあわせて、本計画では、3つの基本的な視点と目標を明確にするとともに、本町の子ども・子育て支援に関する基本施策をわかりやすく体系づけることとしました。

〈1〉笑顔ですこやかに育つ子ども ～子どものすこやかな成長を確保する～

子どもの笑顔がまちを元気にします。

無限の可能性と未来を持つ子どものすこやかな育ちを第一に願い、「子どもにとっての幸せ」を考え、子どもが笑顔で暮らせるまちづくりをめざします。

そのためには、子ども一人ひとりを個性ある、未来ある存在として尊重し、子どもの幸せと子どもの利益が最大限に守られる取り組みを行います。

〈2〉子どもをすこやかに育む家庭 ～楽しい子育てができるように支援する～

家庭は、教育の原点であり子どもの豊かな人間性を育むために最も重要な場所です。

保護者が子育てについての第一義的責任を有することを前提としつつも、家庭で楽しく子育てができるよう、それぞれの子育て家庭を支援します。

また「子どもは未来の親である」ことを踏まえ、子どもたちが将来への希望を持ち、愛情ある、あたたかい家庭の一員となれるよう、長期的な視点に立った取り組みや支援を行います。

〈3〉子どもをみんなで育てるまち ～安心できる子育て環境を整備する～

子どもと家庭は、わたしたち地域社会の中にあります。

「子どもはまちの宝物」という基本理念のもと、保護者が子育ての喜びを実感し、生活と仕事の調和が取れ、未来への希望を持って暮らせるまちをめざします。

そのためには、行政、事業者・企業、地域等が協同し、安全な生活環境・福祉、質の高い教育・保育環境、働きやすい職場環境を提供できるよう、地域全体でまちの実態に沿った取り組みを行います。

3. 計画における基本施策と体系図

基本理念	子どもはまちの宝物 子どもと未来をつくるまち	
基本的な視点	地域子ども・子育て支援事業（13 事業）	
	基本目標	基本施策
笑顔ですこやかに 育つ子ども	子どものすこやかな 成長を確保する	1. 母子の健康と安心の確保 2. 子どもの生命と将来を 守るための社会的な支援 3. 子育て家庭への経済的な支援 4. 子どもが安心できる環境の整備 5. 質の高い教育・保育の提供
子どもを すこやかに育む家庭	楽しい子育てが できるように支援する	
子どもをみんなで 育てるまち	安心できる 子育て環境を整備する	

4. 計画における役割

①	行政の役割	○子育てに必要なサービスの提供・支援を検討・調整します。 ○関係各機関と連携し、きめ細やかに対応します。
②	家庭の役割	○保護者は子育てについての第一義的責任を有します。 ○保護者は子どもに愛情と責任を持ち、受けられる支援を活用しながら楽しく子育てを行います。
③	認定こども園や 学校の役割	○子どもにとって安心・安全な環境を提供します。 ○地域や家庭と連携しながら子どもの成長を支援します。 ○子どもの個性を認め、すこやかな成長と生きる力を養います。
④	地域の役割	○時代の変遷や世代における価値観の違い、また多様性を受容し、子育て家庭や子どもの育ちをあたたく見守ります。 ○子どもの健全育成のため、防災、防犯、事故防止について地域ぐるみで取り組みます。
⑤	事業者・企業 の役割	○働きながら、安心して出産育児を選択できる風土づくりに努めます。 ○就労者が健康的に生活と仕事を両立できる就労環境を整備します。

第4章 子ども・子育て支援事業計画

1. 教育・保育提供区域の設定

「教育・保育提供区域」とは、地域の実情に応じて、保護者や子どもが居宅から容易に移動することが可能な区域であり、地理的条件や人口、交通事情等の社会的条件や教育・保育の整備の状況等を総合的に勘案して設定するものです。

子ども・子育て支援事業計画では、「教育・保育提供区域」ごとに、教育・保育施設及び地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保策を記載することとなっています。

本町における教育・保育の提供区域について、自家用車が主な移動手段となっている状況や身近な地域での利用意向等、子育て家庭のニーズと現状の提供体制等を踏まえた検討が必要であり、町全域（1区域）による設定とします。

分類	事業名	事業内容	提供区域
教育・保育	教育・保育施設	幼稚園や保育所(園)、認定こども園等	町全域
	特定地域型保育事業	家庭的保育事業、小規模保育事業、居宅訪問型保育事業、事業所内保育事業で、いずれも2歳児までの少人数の子どもを保育する事業	
地域子ども・子育て支援事業	①延長保育事業	保護者の就労時間や通勤時間の確保のため、保育所における通常の開所時間を超えて、保育時間の延長を行う事業	町全域
	②放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）	保護者が就労等により昼間家庭にいない小学校に就学している児童に対し、授業の終了後に小学校の余裕教室、児童館等を利用して適切な遊び及び生活の場を与えて、その健全な育成を図る事業	
	③子育て短期支援事業（ショートステイ・トワイライトステイ）	保護者の疾病等の理由により家庭において養育を受けることが一時的に困難となった児童について、児童養護施設等に入所させ、必要な養育・保護を行う事業（短期入所生活援助事業、夜間養護等事業）	
	④地域子育て支援拠点事業	公共施設や保育所等の地域の身近な場所で、子育て中の親子の交流・育児相談等を実施し、育児不安等を解消するための事業	
	⑤一時預かり事業	保育所を定期的に利用していない家庭において、一時的に家庭での保育が困難となった場合や、育児疲れによる保護者の心理的・身体的な負担を軽減する必要がある場合等に、保育所等で子どもを一時的に預かる事業	
	⑥病児・病後児保育事業	児童が発熱等の急な病気となった場合、病院や保育所等に付設された専用スペース等において、看護師等が一時的に保育を提供する事業	
	⑦子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）	幼児や小学生等の児童を有する子育て家庭を対象に、児童の預かり等の援助を受けることを希望する者と当該援助を行うことを希望する者との「相互援助活動」に関する連絡・調整を行う事業	
	⑧妊婦健康診査事業	赤ちゃんが順調に育っているか、母体に負担がかかっているか等を確認するため、公費負担により医療機関において定期的な健診を行う事業	
	⑨乳児家庭全戸訪問事業	生後4か月までの乳児のいるすべての家庭を、保健師・助産師・保育士・児童委員等が直接訪問し、育児に関する相談や子育て支援に関する情報提供等を行うとともに、各家庭の養育環境等の把握を行う事業	
	⑩養育支援訪問事業	子育てに対する不安や孤立感を抱える家庭や、様々な原因で養育支援が必要となっている家庭を訪問し、個々の家庭の抱える養育上の諸問題の解決や軽減を図る事業	
	⑪利用者支援事業	子育て中の親子や妊婦及びその配偶者が身近な場所で、教育・保育施設や地域の子育て支援事業等の情報収集と提供を行い、必要に応じ相談・助言等を行うとともに、関係機関との連絡調整等を実施する事業	

2. 幼児期の教育・保育の量の見込みと確保の内容・方策

1. 教育・保育の必要性の認定について

子ども・子育て支援法では、就学前に教育・保育を受けることを希望するすべての保護者の申請に対し、町が客観的基準に基づき保育の有無や必要量を認定した上で、給付を行う仕組みとなっています。認定における区分は次の3つです。

区分	対象	
1号認定	3～5歳	教育を希望する子ども（保育の必要性がない子ども）
2号認定	3～5歳	保育の必要な事由 [※] に該当する子ども（保育を必要とする子ども）
3号認定	0～2歳	保育の必要な事由 [※] に該当する子ども（保育を必要とする子ども）

[※]保育の必要な事由：就労（フルタイム、パートタイム、夜間、居宅内労働等）、妊娠・出産、保護者の疾病・障がい、同居又は長期入院している親族の介護・看護、災害復旧、求職活動、就学、虐待やDVのおそれがあること、育児休業取得中に既に保育を必要としている子どもがいて継続利用が必要である場合、その他市町村が認める場合。

2. 計画期間の各年度における教育・保育の量の見込み

本資料は、これまでの利用実績や推計児童人口を用い、国から示された算出用ワークシートによって算出した数値をまとめたものです。

認定区分別			令和元年度 実績見込み					(単位:人)				
1号認定	3～5歳児		令和2年度 見込み	令和3年度 見込み	令和4年度 見込み	令和5年度 見込み	令和6年度 見込み	令和2年度 見込み	令和3年度 見込み	令和4年度 見込み	令和5年度 見込み	令和6年度 見込み
1号認定	3～5歳児	13	16	16	14	13	11	16	16	14	13	11
2号認定	3～5歳児	94	88	86	77	71	62	88	86	77	71	62
3号認定	0歳児	4	10	9	9	8	8	10	9	9	8	8
	1～2歳児	53	44	38	44	41	39	44	38	44	41	39
合計		164	158	149	144	133	120	158	149	144	133	120

3. 提供体制の確保の内容と方針

			(単位:人)				
認定区分別		令和元年度 実績見込み	令和2年度 見込み	令和3年度 見込み	令和4年度 見込み	令和5年度 見込み	令和6年度 見込み
1号認定	3～5歳児	13	16	16	14	13	11
2号認定	3～5歳児	94	88	86	77	71	62
3号認定	0歳児	4	10	9	9	8	8
	1～2歳児	53	44	38	44	41	39
合計		164	158	149	144	133	120

【確保方策】

認定こども園により、教育・保育を一体的に提供します。確保方策として、各園の利用定員を上限としつつ、利用希望者を受け入れるため、保育者数と保育の質の確保に努めます。

教育・保育施設	4か所	わじきこども園 あいおいこども園 ひらだにこども園 きとうこども園
---------	-----	--

■各認定こども園の利用定員(平成31年4月1日現在)

(単位:人)

こども園名	1号認定	2号認定	3号認定		計
			0歳児	1～2歳児	
わじきこども園	15	63	12	30	120
あいおいこども園	15	45	10	27	97
ひらだにこども園	5	10	3	7	25
きとうこども園	5	10	3	7	25
合計	40	128	28	71	267

※今後園ごとの入所率の変動にあわせ、適正な利用定員数に修正する場合があります。

3. 地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保の内容・方策

(1) 延長保育事業

【概要】

勤務時間等の関係で閉所時間までに子どもをお迎えに来られない保護者のために、閉所時間を過ぎて子どもの預かりを実施する事業です。

【量の見込みと確保の内容】

	単位	平成 30 年度 (実績)	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
① 量の見込み	人	18	21	19	19	18	16
② 確保の内容	人		21	19	19	18	16
	か所		4	4	4	4	4
② — ①	人		0	0	0	0	0

【確保方策】

これまでの利用実績と施設の運営体制にあわせ、事業を実施・確保します。また、長時間保育（8時間以上園に預けること）を受ける子どもへの心身の影響を考え、安心できる保育室を整えたり、保護者と密に連携を取って子どもの様子を共有したりするなど、保育環境の整備にも努めます。

延長保育事業	4 か所	わじきこども園 あいおいこども園 ひらだにこども園 きとうこども園
--------	------	--

(2) 放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）

【概要】

地域によって学童保育と呼ばれています。保護者が就労等により昼間家庭にいない場合等に、指導員のもと、子どもの生活の場を提供する事業です。

【量の見込みと確保の内容】

		単位	平成 30 年度 (実績)	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
1 年 生	① 量の見込み	人	0	0	0	0	0	0
	② 確保の内容	人		0	0	0	0	0
2 年 生	① 量の見込み	人	0	0	0	0	0	0
	② 確保の内容	人		0	0	0	0	0
3 年 生	① 量の見込み	人	0	0	0	0	0	0
	② 確保の内容	人		0	0	0	0	0
4 年 生	① 量の見込み	人	0	0	0	0	0	0
	② 確保の内容	人		0	0	0	0	0
5 年 生	① 量の見込み	人	0	0	0	0	0	0
	② 確保の内容	人		0	0	0	0	0
6 年 生	① 量の見込み	人	0	0	0	0	0	0
	② 確保の内容	人		0	0	0	0	0

【確保方策】

本事業は実施していませんが、教育委員会が実施している「放課後子ども教室」を活用し、放課後児童健全育成を図っています。

本計画期間中において学童保育として見込み量は設定しておりませんが、現体制の維持や人員確保に努めます。また、新・放課後子ども総合プランの考え方により、例えば、余剰教室等の活用や、福祉部局等との連携により、特別な配慮が必要な児童へ必要な支援を行うなど、実際のニーズと地域の実情に応じた提供体制の模索を行います。

放課後子ども教室	3 か所	鷺敷放課後子どもクラブ 相生放課後子どもクラブ 平谷放課後子どもクラブ ※木頭放課後子どもクラブ（令和元年度現在、休所中）
----------	------	--

(3) 子育て短期支援事業（ショートステイ・トワイライトステイ）

【概要】

保護者の疾病等の理由により、家庭において養育を受けることが一時的に困難となった児童について、児童養護施設等に入所させ、必要な養育・保護を行う事業です。

【量の見込みと確保の内容】

ショートステイ	単位	平成 30 年度 (実績)	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
① 量の見込み	人日	0	0	0	0	0	0
② 確保の内容	人日		0	0	0	0	0
	か所	3	3	3	3	3	3
② － ①	人日		0	0	0	0	0
トワイライトステイ	単位	平成 30 年度 (実績)	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
① 量の見込み	人	0	0	0	0	0	0
② 確保の内容	人		0	0	0	0	0
	か所	3	3	3	3	3	3
② － ①	人		0	0	0	0	0

【確保方策】

本計画期間中において、量の見込みは設定していませんが、今後も継続して町外の児童養護施設に委託し、受け入れ体制を確保していくとともに、保護者へ向けた事業の周知と円滑な利用につなげられるよう努めます。

子育て短期支援事業 (委託施設)	3 か所	徳島赤十字乳児院 社会福祉法人 宝田寮 社会福祉法人 たちばな学苑
---------------------	------	---

(4) 地域子育て支援拠点事業

【概要】

家庭や地域における子育て機能の低下や、子育て中の親の孤独感や負担感の増大等に対応するため、子育て中の親子の交流促進や育児相談等を行う事業です。

【量の見込みと確保の内容】

	単位	平成 30 年度 (実績)	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
① 量の見込み	人回	5,557	5,520	4,860	5,280	4,980	4,740
② 確保の内容	人回		5,520	4,860	5,280	4,980	4,740
	か所	1	1	1	1	1	1
② — ①	人回		0	0	0	0	0

【確保方策】

本町では、わじきこども園の子育て支援活動を兼ねた『那賀町地域子育て支援センター』を設置し、町の子育て支援拠点として運営しています。

地域の子育て拠点としての役割が果たせるよう、子育て支援センターの体制維持・人員確保に努めます。また、各認定こども園における子育て支援活動においても、保護者のニーズや子どもの育ちに沿った支援が行えるよう、子育て支援センターを含む関係機関等と連携を強化して取り組みます。

またどの地区においても子育て支援を行えるよう、空き施設などを利用して「出張ひろば」を設置するなどし、柔軟にニーズに対応できるよう努めます。

地域子育て支援拠点事業	1 か所	那賀町地域子育て支援センター
-------------	------	----------------

(5) 一時預かり事業

【概要】

＜幼稚園の一時預かり事業（預かり保育）＞は、幼稚園において主に在園児を対象に、主として昼間に幼稚園で一時的に預かり、保育を行う事業です。

本町では、幼稚園がないため実施していません。

＜未就園児の一時預かり事業＞は、家庭において一時的に保育が困難となった児童について、認定こども園等で受け入れて、一時保育を行う事業です。

本町では、町内すべての認定こども園で実施しています。

【量の見込みと確保の内容】＜未就園児の一時預かり事業＞

	単位	平成 30 年度 (実績)	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
① 量の見込み	人日	103	151	141	139	131	121
② 確保の内容	人日		151	141	139	131	121
	か所	4	4	4	4	4	4
② — ①	人日		0	0	0	0	0

【確保方策】

認定こども園では、受け入れに必要な保育者の人員確保に努めるとともに、未就園児が安心して過ごすことができる環境・体制整備に努めます。

一時預かり事業 (未就園児一時預かり保育)	4 か所	わじきこども園 あいおいこども園 ひらだにこども園 きとうこども園
--------------------------	------	--

(6) 病児・病後児保育事業

【概要】

児童が発熱等の急な病気となった場合、病院や保育所等に付設された専用スペース等において、看護師等が一時的に保育を行う事業です。

【量の見込みと確保の内容】

	単位	平成 30 年度 (実績)	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
① 量の見込み	人日	0	0	0	0	0	0
② 確保の内容	人日		0	0	0	0	0
	か所	0	0	0	0	0	0
② — ①	人日		0	0	0	0	0

【確保方策】

本計画期間中において本事業の実施は予定していませんが、今後も運用可能な事業形態を模索します。この補完事業として、平成 30 年度より開始している那賀町ファミリー・サポート・センターによる「病後児預かりサポート事業」は継続実施する予定です。

また、病児・病後児を家庭で安心して看ることができるよう、子育て世帯に対する職場の理解を求める広報・啓発の取り組みを行います。

(7) 子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）

【概要】

幼児や小学生等の児童を有する子育て家庭を対象に、児童の預かり等の援助を受けることを希望する者と当該援助を行うことを希望する者との「相互援助活動」に関する連絡・調整を行う事業です。

【量の見込みと確保の内容】

	単位	平成 30 年度 (実績)	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
① 量の見込み	人日	20	20	20	20	20	20
② 確保の内容	人日		20	20	20	20	20
② — ①	人日		0	0	0	0	0

【確保方策】

本事業は町営的那賀町ファミリー・サポート・センターで実施しています。

地域リーダーや提供会員の連携を推進し、また研修を適切に行うなど、今後も提供会員の確保に努めます。また現在サポート助成事業として行っている「一時預かり保育にかかるサポート事業」や「病後児預かりサポート事業」も継続実施することで、小さなニーズ量にも対応できる支援体制を整えます。

（８）妊婦健康診査事業

【概要】

赤ちゃんが順調に育っているか、母体に負担がかかっていないか等を確認するため、公費負担により医療機関において定期的な健診を行う事業です。

【量の見込みと確保の内容】

	単位	平成 30 年度 (実績)	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
① 量の見込み	人回	307	481	468	417	389	338
② 確保の内容	人回		481	468	417	389	338
② － ①	人回		0	0	0	0	0

【確保方策】

本事業是那賀町保健センターで実施しています。

今後も公費負担により、医療機関における定期的な健診を実施します。また、妊娠中の健康管理及び妊産婦の疑問や不安解消のため、妊産婦訪問指導等の支援の充実を図り、ハイリスク妊産婦の早期フォローに努めます。

（９）乳児家庭全戸訪問事業

【概要】

概ね生後４か月以内の子どもがいる世帯を保健師等が訪問し、子育て家庭の様々な不安や悩みを聞き、子育て支援に関する情報提供等を行うとともに、母子の心身の状況や養育環境等を把握し、必要な助言や支援を行う事業です。

【量の見込みと確保の内容】

	単位	平成 30 年度 (実績)	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
① 量の見込み	人	23	32	30	29	27	26
② 確保の内容	人		32	30	29	27	26
② － ①	人		0	0	0	0	0

【確保方策】

本事業是那賀町保健センターで「こんにちは赤ちゃん訪問」として実施しています。

対象家庭への全戸訪問をめざし、母子の健康支援と子育て支援を継続して進めます。

(10) 養育支援訪問事業

【概要】

子育てに対する不安や孤立感を抱える家庭や、様々な原因で養育支援が必要となっている家庭を訪問し、個々の家庭が抱える養育に関する諸問題の解決や軽減を図る事業です。

【量の見込みと確保の内容】

	単位	平成 30 年度 (実績)	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
① 量の見込み	人	1	5	5	5	5	5
② 確保の内容	人		5	5	5	5	5
② — ①	人		0	0	0	0	0

【確保方策】

本事業は那賀町保健センターで実施しています。

支援の必要性がある家庭を把握し、適切な支援ができるよう体制整備に努めます。

(11) 利用者支援事業

【概要】

子育て中の親子や妊婦及びその配偶者が身近な場所で、教育・保育施設や地域の子育て支援事業等の情報収集と提供を行い、必要に応じ相談・助言等を行うとともに、関係機関との連絡調整等を実施する事業です。

【量の見込みと確保の内容】 ＜基本型・特定型＞

	単位	平成 30 年度 (実績)	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
① 量の見込み	か所	0	0	0	0	0	0
② 確保の内容	か所	0	0	0	0	0	0
② — ①	か所	0	0	0	0	0	0

【量の見込みと確保の内容】 ＜母子保健型＞

	単位	平成 30 年度 (実績)	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
① 量の見込み	か所	0	0	0	0	0	0
② 確保の内容	か所	0	0	0	0	0	0
② — ①	か所	0	0	0	0	0	0

【確保方策】

現段階において見込み量と事業実施の予定はありませんが、「子育て世代包括支援センター」の設置に向け、今後関係機関や他市町村と連携し、模索・検討します。

また子育て支援担当部局においては引き続き、窓口業務として子育てにかかる情報提供や関係機関との連絡調整を行います。

(12) 実費徴収に係る補足給付を行う事業

【概要】

保護者の世帯所得の状況等を勘案して、特定教育・保育施設等に対して保護者が支払うべき日用品、文房具その他の教育・保育に必要な物品の購入に要する費用又は行事への参加に要する費用等を助成する事業です。

【量の見込みと確保の内容】

	単位	平成 30 年度 (実績)	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
① 量の見込み	か所	0	0	0	0	0	0
② 確保の内容	か所	0	0	0	0	0	0
② - ①	か所	0	0	0	0	0	0

【確保方策】

本計画期間中において本事業の実施は予定していませんが、世帯状況やニーズを読み取り、事業実施について検討します。

(13) 多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業

【概要】

特定教育・保育施設等への民間事業者の参入の促進に関する調査研究やその他多様な事業者の能力を活用した特定教育・保育施設等の設置又は運営を促進するための事業です。

本計画期間中において本事業の実施は予定していません。

第5章 基本施策の方向性

1. 母子の健康と安心の確保

母子の健康と安全を守るために、妊娠・出産期から育児期へ、子どもの成長段階に応じて切れ目のない支援が必要です。本町においては、保健センターと関係機関が密に連携をとり、各施策に取り組みます。

（１）産前・産後期における母子への支援

【施策の方向性】

産前・産後期において、母子の健康と安心できる生活環境を推進する支援を図ります。それぞれの家庭に丁寧に関わり添った支援が行えるよう、関係機関が連携し、保健センターや医療機関、子育て支援センターに相談しやすい体制をつくり、現状の課題を踏まえた取り組みを模索します。

【主な取り組み】

- ①保健師による母子健康手帳交付時の妊娠相談
- ②保健師による新生児・乳児訪問、育児相談
- ③子育て支援センターにおける育児支援等

（２）乳幼児健康診査等の実施

【施策の方向性】

乳幼児期を通じて、子どもの健康が確保されるよう、各種健康診査を実施します。またその際、各種検査を実施し、異常の早期発見・治療に結びつけます。そして、すべての子どものすこやかな成長を守るため、健診の大切さ、子どもの育ちへの理解や発達段階に合った適切な対応（早期対応）の必要性を地域や家庭へ向けて広報・啓発を行います。

【主な取り組み】

- ①各種法定健診の実施・啓発
- ②各種検査の実施・啓発
- ③歯科検診やブラッシング指導、フッ素塗布等によるむし歯予防

(3) 予防接種の実施・感染症拡大の防止

【施策の方向性】

予防接種を受けることで子どもに免疫をつけ、感染や感染拡大を防ぎます。予防接種を受ける大切さを知り、また集団感染を防ぐために、保護者や地域（職場）に正しい知識や情報の提供を行います。子どもたちには早期から、正しい清潔保持・エチケットマナーを身につけるための教育・啓発に努めます。

【主な取り組み】

- ①法律に基づく予防接種状況の個別の把握と案内
- ②インフルエンザ予防接種の助成
- ③感染症拡大防止のための広報啓発、集団感染予防のためのガイドラインの策定

(4) 食育の推進

【施策の方向性】

生涯を通じ、健康的な生活を営むために、子どものうちから正しい食事の取り方や、食への関心・知識を身につける必要があります。保護者の食生活が子どもの健康・習慣に直結するため、家庭への食育啓発を進めつつ、子どもたちには保健センターや認定こども園、小・中学校が連携し、発達段階に応じた食に関する学習機会の提供を行います。

【主な取り組み】

- ①栄養士による離乳食教室、食育教室等の実施
- ②教育・保育施設における給食提供・食育の推進（献立表や給食だよりの発行）
- ③郷土食や地域の食材を紹介し、ふるさとの味を伝える広報活動

2. 子どもの生命と将来を守るための社会的な支援

変化する社会情勢や国際化により、様々な事情から困難な状況に置かれた家庭があります。それぞれの家庭状況や生活の困難性を捉え、社会的支援の必要な家庭に適切な対応・支援を行い、子どもの生命の安全と健全な育成を図ります。

(1) 要保護児童・家庭への支援

【施策の方向性】

地域力の低下や核家族化により、子育て家庭は孤立しやすくなっています。地域住民に向け、児童虐待防止や子どもの見守り力を高めるための啓発や、地域において要保護児童を早期発見し、相談・対応ができる体制整備（人員配置・連携・情報共有等）を行います。また大規模災害時を想定し、親を災害で亡くした要保護児童への支援や対策について、平常時に保護者や関係機関と連携しながら準備を進めます。

【主な取り組み】

- ①要保護児童対策地域協議会等の連携強化
- ②地域や家庭に対する児童虐待防止啓発
- ③大規模災害時における要保護児童の対応・対策

(2) 特別な支援が必要な子どもとその家庭への支援

【施策の方向性】

どの子どもにも、自分の可能性を最大限に伸ばし、自立して社会参加する権利があります。

生まれ持った特性や環境（障がい、帰国子女、外国籍等）による生活の困難さを持った子どもやその家庭には、特別な配慮や専門的な支援が必要であるため、関係機関によってその子どもの家庭状況を把握・情報共有し、支援に努めます。また同時に、専門的かつ適切な支援を行うことができる支援員を確保するよう努めます。

【主な取り組み】

- ①発達検査の実施と個別相談
- ②療育指導教室、言語訓練教室の実施
- ③専門的な支援を行うための人員確保

(3) ひとり親家庭等への支援

【施策の方向性】

徳島県が策定する母子家庭及び寡婦自立促進計画等の定めるところにより、子育て・就業支援策、養育費の確保策及び経済的支援策を4本柱として総合的に自立支援を推進します。

なお、対象家庭の現状や必要とする支援を知り、また多方面からの支援や施策を可能とするため、関係機関との連携を行います。

【主な取り組み】

- ①利用可能な支援やサービスの案内・相談
- ②保育料等の減免
- ③ひとり親家庭等の公営住宅への優先入居制度

※その他、法定の「児童扶養手当」や「ひとり親入院医療費助成」の支給も行っています。

(4) 子どもの貧困対策

【施策の方向性】

子どもの現在及び将来がその生まれ育った環境によって左右されないよう、すべての子どもが心身ともにすこやかに育成され、また教育の均等が保障される対策を図ります。

具体的な施策に結びつけるためには、貧困の定義を共有し、貧困家庭やその子どもが必要とする支援を知ることが必要です。今後、本町で実施可能な施策を模索するため、関係機関において連携、情報収集を行います。

3. 子育て家庭への経済的な支援

子どもの教育にかかる家計の負担が、子どもの出生を抑えている要因の1つとなっています。本町では少しでも家計の負担を軽減するため、子育て家庭に対し、経済的支援策を図ります。

(1) 子どもの医療費等への支援

【施策の方向性】

本町では家庭の経済状況に関係なく、子どもたちが適切な医療を受けられるよう医療費を無料とし、その他助成を引き続き行います。認定こども園と小中学校においては在籍する児童に「学校安全・災害共済（独立行政法人日本スポーツ振興センター）」への加入を勧め、町がその保険加入料の一部を補助しています。また、給付対象となった場合、増大する医療費の抑制のためにも、「学校安全・災害共済」の適正な給付申請を関係機関が連携の上、推奨します。

【主な取り組み】

- ①こどもはぐくみ医療（親の保護下にある18歳に達した年度末までの子ども）
- ②学校安全・災害共済（認定こども園、小中学校）にかかる個人負担保険料の一部補助
- ③那賀町ファミリー・サポート・センター事業病後児預かりの利用料助成（1～12歳まで）

(2) すこやかな子どもの養育のための支援

【施策の方向性】

町が出産の祝意を示すとともに、町内への定住や子育てを奨励するため、祝い金や加算金を支給します。また1歳前後の子どもに、その健やかな成長を願ってお祝いを贈ります。

今後、施策を広く周知するとともに、社会動向、町の財政状況・費用対効果に着眼し、施策の検証も行います。

【主な取り組み】

- ①出産祝い金（出生児1人につき2万円）の支給
- ②出産祝い加算金（子どもの数に応じ積算20万～120万円）の支給
- ③絵本（読み聞かせ推進）、特製つみ木（木育の推進）の贈呈

(3) 教育・保育にかかる負担の軽減

【施策の方向性】

教育・保育にかかる諸経費について、自己負担分を軽減又は免除し、家庭の経済的負担を減らします。義務教育を終えた後も、町内の高等学校進学者への支援や、専門学校や大学卒業後の定住者への奨学金を還付する等、長期にわたって教育費支援を行います。

また、令和元年 10 月 1 日から幼児教育・保育の無償化が実施され、認可外保育施設、預かり保育事業等の利用にかかる「子育てのための施設等利用給付」制度が創設されました。本町において利用を希望し、給付該当となる家庭があった場合、施設等利用費の公正かつ適正な支給の確保に取り組むこととしています。

【主な取り組み】

- ①認定こども園利用にかかる保育料の軽減や一部無償化・給食費の免除
- ②義務教育にかかる就学支援・低所得世帯における給食費等の免除
- ③那賀町もってこい奨学金（大学等卒業後の定住により返還金が還付される）

※その他、法定の「児童手当」支給も行っています。

(4) 家庭保育への支援

【施策の方向性】

保育施設を利用せず、家庭保育をされている世帯等のニーズや困り感を知り、身体的・経済的負担軽減のための支援を行います。関係機関は連携し、支援に向けた情報共有を図ります。

【主な取り組み】

- ①認定こども園での一時預かり保育事業利用料の一部軽減（町内未就園児）
- ②那賀町ファミリー・サポート・センター事業「園サポ事業」での利用料の一部助成
- ③子育て支援施設の無料開放

4. 子どもが安心できる環境の整備

子どもが安心した生活をすごすためには、温かく自分を見守ってくれる地域の中で、家庭の生活リズムが安定し、また自分の将来に希望が持てることが重要です。そのために、地域全体で子どもと地域の将来を見通した、一体的なまちづくりをめざします。

(1) 風通しのよい地域づくり

【施策の方向性】

子ども自身が地域の一員となり役割と主体性を持って、地域文化や自然、そして住民と触れあえる環境を推進します。また、時代や世代により変化する、多様で新しい価値観や文化を受容する柔軟な地域となることをめざし、子どもと家庭、地域が相互に尊重し、協力できるような、風通しのよい地域づくりを行います。

【主な取り組み】

- ①各種活動等の相互参加の推進（世代間交流）
- ②子どもや若い世代の感覚や思いを地域で共有する機会の推進
- ③地域資源や地域文化を子どもや若い世代に伝える活動

(2) 子どもの居場所づくりと安全の確保

【施策の方向性】

子どもたちが地域の中で安全に過ごし、保護者が安心できる子どもの居場所をつくるためには、地域における見守りと協力が必要です。子どもや家庭の困りごとやニーズ等を共有し、地域にあった環境を整備できるように努めます。

【主な取り組み】

- ①通学路を含めた、地域での子どもの安全の確保や防犯・防災対策
- ②新・放課後子ども総合プランの検討
- ③公園や遊び場等の整備

（３）ワーク・ライフ・バランスの推進

【施策の方向性】

保護者の生活形態は子どもの生活の質に直結するため、保護者の就労と生活が調和したものとなるよう、職場において子育てに理解ある風土づくり、就労環境整備が必要です。

また、家庭においても家族の役割分担を選択し、家族内でケアしあえる関係づくりに取り組む必要があります。そのために関係機関と連携し、地域社会において家事・育児の重要性の認識を広めるとともに、労働環境の整備に向けた啓発に努めます。

【主な取り組み】

- ①就労における各種制度（産休・育休等）等の広報
- ②事業所・企業による子育て世帯への理解と支援の推進
- ③男女共同参画推進（就労・家事・育児・介護・看護）

（４）よりよい未来を築くための支援

【施策の方向性】

人間は育った環境や受けた教育により人格や家庭へのイメージが形成されます。すべての子どもが家庭環境によることなく、あたたかい家庭や子育てのイメージを持ち、子育てすることを楽しみにできるような、助け合える地域社会をめざします。

また、子どものうちから、人間関係や生活環境は自分が主体でつくるものという意識を育て、将来子どもたちがよりよい人間関係を構築するためのスキルや、まわりに支援を求める力を身につけるために、関係機関や教育・保育施設において体系的な取り組みを行います。

【主な取り組み】

- ①あたたかい家庭づくりに関する情報提供・広報・啓発
- ②子育てに関する教室や講演会の実施
- ③中高生の乳幼児とのふれあい体験の実施

5. 質の高い教育・保育の提供

乳幼児期は子どもの生涯にわたる人格形成の基礎が培われる重要な時期です。発達段階に応じた質の高い教育・保育が提供できるよう、地域・家庭や関係機関が一体となって、子ども一人ひとりの最善の利益について考えた体制整備に努めます。

（１）認定こども園の健全な運営

【施策の方向性】

現在、町内には4つの認定こども園があり、地区が離れ、規模や環境も異なりますが、那賀町認定こども園全体の基本方針を掲げ、同じ教育・保育目標のもと、健全な園運営をめざします。園運営には地域性に伴う課題はありますが、理念や目標に沿った質の高い教育・保育が子どもたちに提供できるよう、外部・内部評価による改善や見直しも行いながら、関係機関と一体となって取り組みます。

また今後、加速する少子化や教育・保育活動の実態、ニーズに対応し、例えば幼保連携型認定こども園を保育所型認定こども園へ移行するなど、地域で持続可能な施設形態を模索し、関係機関において十分な検証を進め、柔軟な見直しを行います。

● 那賀町認定こども園の基本方針

【理念】

子どもたちの幸せを願い、生きる力を育む。

【教育・保育目標】

- ・子どもの遊びを大切にし、一人一人の可能性をひきだす関わりをします。
- ・保護者が安心して子育てができるように、子どもの育ちを共有し、互いの思いを伝え合い、尊重します。
- ・美しい自然環境の中で、地域とふれあい、豊かな体験ができるようにします。

【めざす子どもの姿】

げんきな子・やさしい子・すなおな子・かんがえる子・あいさつする子

【主な取り組み】

- ①「幼保連携型認定こども園教育・保育要領」及び「保育所保育指針」の着実な遂行
- ②子どもにとって安全で良質な教育・保育環境の確保
- ③施設運営の定期的な評価実施（自己評価・第三者評価等）

（２）保育者の専門性の向上・人材育成

【施策の方向性】

質の高い教育・保育を提供するためには、子どもの育ちを支える保育者等の専門性や豊かな経験と感性が不可欠あり、また同時に保育者等の意欲を保持するための職場環境が必要です。

そのために、業務内容の効率化を進めながらも、保育者自身が自己充実するための振り返りや、研修の機会を確保できるような体制整備に努めます。

また子どもの育ち（成長）を知ることは、保護者にとって子育てをする上での一番の喜びです。家庭や地域での楽しい子育てを支援するためにも、教育・保育実践を通して、子どもの育ちの「可視化」を進め、子どもの良さや発達段階は一人ひとり違い、可能性はそれぞれにあることを教育・保育の現場から発信します。

【主な取り組み】

- ①施設職員を取り巻く職場環境の整備
- ②保育の質向上のための職員研修の実施
- ③教育・保育実践の可視化

（３）幼保小の連携、幼児教育体制の推進

【施策の方向性】

幼児教育・保育と小学校教育は、教育・保育課程、環境において大きな違いがあり、それは新１年生が小学校に対応できない『小１プロブレム』を引き起こす要因とも言われています。

子どもが小学校入学後に楽しく学び、生活するためには、就学前後における円滑な接続と子どもの育ちに沿った支援と配慮が必要です。そのために認定こども園と小学校（以下「園小」）は、相互理解を深め、子どもの姿を共有しあい、カリキュラム・マネジメントとして組織的かつ体系的に取り組むよう努めます。

また、教育部局と保育部局は協同し、園小の連携を支え、幼児教育体制（教育・保育の一元化）の整備を推進します。

【主な取り組み】

- ①那賀町園小連携推進協議会の設置
- ②幼児教育・保育理解の推進
- ③幼児教育体制の整備

第6章 計画の推進

1. 推進体制

本計画の分野は、福祉・保健・教育・労働・生活環境等、多岐にわたっています。このため、関係各課、関係機関、団体、事業所・企業等と連携しながら、地域社会全体の取り組みとして、総合的かつ効果的な推進を図ります。

また、町民(保護者)、学識経験者、子ども・子育て支援に関する事業に従事する者等で構成する「那賀町子ども・子育て会議」等において、各年度の計画の進捗状況を把握し、事業の充実や見直しについての協議を行い、本事業の効果的な進行管理に努めます。

2. 計画の広報・啓発

地域社会全体で、すべての子どもの育ちと子育てを支援していくためには、町民や事業所・企業、関係団体の理解や協力、参画なくしては実現できません。町のホームページ、広報紙、パンフレット等を活用し、本計画について理解促進を図ります。

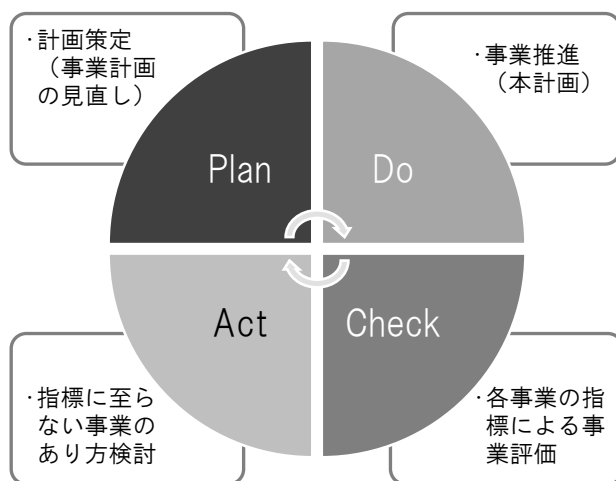
また、計画の進捗状況についても、担当課のヒアリング等により確認し、その結果については、町のホームページで公表する等、町民への周知に努めることにより情報共有を図り、地域と行政が一体となった連携のもと計画を推進します。

3. PDCA サイクルによる推進・管理体制

子どもと子育てをする環境は、時流にともない変化します。

本計画を理念だけで終わらせることなく、時流に対応した現実的な事業計画として推進するためには、きめ細やかに進捗評価を行いながら計画を見直すことのできるPDCAサイクルによる推進体制が不可欠となります。

本町では、以下の図のイメージに従い、本計画を推進します。



参考資料

1. 第2期那賀町子ども・子育て支援事業計画策定の経過

年月日	事項
平成31年1月10日～1月31日	第2期計画策定のためのアンケート調査実施
令和元年8月9日～8月30日	第2期計画策定のためのヒアリング調査実施
令和元年10月31日	令和元年度第1回子ども・子育て支援会議実施 【主な議題】 ・アンケート・ヒアリング調査の結果について ・第2期計画 「量の見込み量」について ・第2期計画 骨子案について ・第2期計画 基本理念の策定について
令和元年12月26日～令和2年1月8日	第2期計画策定のためのパブリックコメント実施
令和2年1月31日	令和元年度第2回子ども・子育て支援会議実施 【主な議題】 ・パブリックコメントの結果について ・第2期計画 素案について
令和2年3月	第2期計画策定

2. 令和元年度 那賀町子ども・子育て会議委員名簿

No.	役職	氏名	所属
1	委員長	峯田 繁廣	那賀町副町長
2	副委員長	富田 喜代子	学識経験者（四国大学生生活科学部児童学科非常勤講師）
3	委員	岡川 雅裕	那賀町教育長
4	委員	連記 かよ子	那賀町議会議員
5	委員	西田 真典	那賀町小学校長会長（鷺敷小学校長）
6	委員	新田 雄三	那賀町主任児童委員（代表）
7	委員	小林 正典	わじきこども園保護者会長
8	委員	岡脇 麻美	きとうこども園保護者会長
9	委員	森原 鉄也	平谷小学校 PTA 会長
10	委員	猪岡 正大	相生小学校 PTA 会長
11	委員	東野 由美子	わじきこども園長
12	委員	大西 直子	あいおいこども園長
13	委員	中西 悦子	ひらだにこども園長
14	委員	杉本 直美	きとうこども園長
15	委員	武岡 美奈	那賀町地域子育て支援センター長
16	委員	露元 栄子	那賀町保健センター長

（敬称略・順不同）

3. 那賀町子ども・子育て会議設置要綱

平成 25 年 10 月 29 日

告示第 46 号

改正 平成 28 年 3 月 31 日告示第 35 号

(定義)

第 1 条 この要綱において「子ども」とは、満 18 歳に達する日以後の最初の 3 月 31 日までの間にある者をいう。

2 この要綱において「子ども・子育て支援」とは、子どもの健やかな成長のために適切な環境が等しく確保されるよう、那賀町における子育ての支援を行う者が実施する子ども及び子どもの保護者に対する支援をいう。

(設置)

第 2 条 子どもが健やかに成長することができる社会の実現に関する事項及び子どもが健やかに育成される環境の整備に関する事項を調査審議するため、那賀町子ども・子育て会議(以下「子育て会議」という。)を置く。

(掌握事務)

第 3 条 子育て会議は、次に掲げる事務をつかさどる。

(1) 子ども・子育て支援法(平成 24 年法律第 65 号。以下「法」という。)第 77 条第 1 項各号に掲げる事務を処理すること。

(2) 前号に掲げるもののほか、子ども・子育て支援に関すること。

(組織)

第 4 条 子育て会議は、次に掲げる者のうちから町長が委嘱する者(以下「委員」という。)をもって組織する。

(1) 子ども・子育て支援に関する事業に従事する者

(2) 子ども・子育て支援に関する学識経験を有する者

(3) 子どもの保護者

(4) その他町長が必要と認める者

(委員の任期)

第 5 条 委員の任期は、3 年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(会長及び副会長)

第 6 条 子育て会議に会長及び副会長 1 人を置く。

2 会長及び副会長は、委員の互選によって定める。

3 会長は、子育て会議を代表し、会務を総理する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第 7 条 子育て会議の会議(以下「会議」という。)は、会長が招集する。ただし、会長及び副会長が選出されていないときは、町長が招集する。

2 会長は、会議の議長となる。

3 会議は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。

4 会議の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

5 会議は、必要があると認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求め、意見若しくは説明を聴き、又は委員以外の者に対し、資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第 8 条 会議の庶務は、すこやか子育て課において処理する。

(その他)

第 9 条 この要綱に定めるもののほか、子育て会議の運営に関し必要な事項は、会長が会議に諮って定める。

附 則

この要綱は、公布の日から施行する。

附 則(平成 28 年 3 月 31 日告示第 35 号)

この要綱は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

第2期那賀町子ども・子育て支援事業計画

発行日	令和2年3月
発行	那賀町役場すこやか子育て課
住所	徳島県那賀郡那賀町和食郷字南川104番地1
TEL	0884-62-1150
協力・印刷	(株)ジャパンインターナショナル総合研究所
